

6月22日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、15番、堂森忠夫議員の発言を許します。

○15番（堂森忠夫君） 登壇

皆さん、おはようございます。けさ、朝起きますと雨が上がり、小鳥のさえずる声で非常に気持ちよい朝を迎えました。

また、農家では田植え時期でありまして、田んぼは雨が必要なんですけど、雨が多くても田植えはできません。きょうは非常にすばらしい1日であると思います。このすばらしい1日のトップバッターの回答は、第2回目の回答はすばらしい回答を得られるのではないかと期待しております。

さて、23年度第2回目の定例会を迎えて市議会議員として1年が経過いたしました。議員として市民の声に傾聴しつつ、日々傲慢になるなどの教を素直に受けとめて、毎週金曜日は企業で運営する始良倫理法人会主催の早朝セミナーのあいさつ実践活動に参加しています。セミナーではあたり前のことが難しくないのにあたり前にできていない分野が多い社会環境であることに気づかされます。また、議員としての資質向上の実践の場として、いやなことがあってもにっこり笑って多くの苦難体験が市民を幸福へと導くための門であるにとらえて自己挑戦しつつ、市民の動向をキャッチし、その声を市の繁栄と生かす場として取り組んでいます。

そのセミナーでの朝食会で話題に上がるのが東日本大震災の復興支援の状況であります。もし、自分たちの地域が災害に遭ったとするなら、今の国会論争は国民を無視した内容ではないかとの不満の声が多い状況である中での第2回目の定例議会となりました。よって、一般質問は市の防災に関する内容等が多い議会となりましたが、私は次のような通告内容を質問いたします。

質問事項1、安心・安全な地域づくりについて。

質問の要旨1、東日本大震災を教訓に防災対策を考慮し、南部地域に人口を集中させないで、中部北部地域台地の宅地等を有効活用して、居住地整備等や人口の分散化を図り、安心・安全な地域づくりに取り組めないか、市長に問う。

要旨2、少子高齢化の核家族社会は天災等の災害には弱い社会構成の態勢である。市民を安全に導くための防災対策等の整備を整えるなど、災害時の弱点解消のための具体的な施策を問う。

質問事項2、交通安全対策と地域づくりについて。

要旨1、始良警察署の移転に伴い、業務関連のある始良地区交通安全協会の移転も話題にある。市民の交通事故防止や交通安全推進などは、市と協会とは常に連携した関係を保つことが安心・安全な地域づくりの一つである。近年は会員も減少している状況だが、協会の維持存続のために市としての対応を問う。

要旨2、市道西別府線で5月の連休中に交通事故があり、数日後に一人が亡くなられたと聞く。事

故場所は小高い丘で見通しが悪い左カーブの市道で起こった事故である。この丘を削り取り、見通しのよい安心安全な市道づくりの取り組みが周りの景観を整えて地域の活性化づくりに貢献できる事業として実施を問う。

質問事項3、雇用対策について。

要旨1、世界規模の経済環境と東日本大震災後の日本経済は、厳しい状況で雇用は不安定だ。市はUターン者を歓迎し、人口増加に努めているが、雇用の場は不足状態である。独立して事業を興したいが資金不足で前進できないUターン者や、ある一定の技量取得と、やる気のある若者や起業家たちへの支援として、市の関連土地を超越単価で貸し出し、事業開発への次世代育成はできないか問う。

要旨2、戦後の復興後、日本経済の急成長からバブル経済までは元気の出る朝だったが、近年は雇用の場を失った状態である。若者を優先して雇用の場を確保し、地域活性化のために農商工官が協働運営店舗を推進し、時代の流れに沿った道の駅を開発して雇用拡大に努められないか問う。

要旨3、雇用拡大と次世代育成は国の責務ととらえている。少子高齢化と雇用の場が減少した社会の中で、未来を開く若者たちが希望と力がわいてくる環境とはほど遠い現状だ。持続可能な地域の育成と雇用開発のために地域貢献隊員として、新たに自衛隊員を市内の若者から募集し、その隊員を市に常駐させて地域開発と高齢者が手の届かない作業等に汗を流す事業が元気のでる地域づくりになる。若者育成のために自衛隊員の増強と、派遣事業を提案するが、市長のトップセールスマンの力を発揮し、国へ要望できないか問う。

質問事項4、農林業と次世代育成について。

市の北部と中部地域は主に農林業で地域文化を築いてきた。広大な土地は鳥獣被害で土地が活かされず、荒れた田畑や荒れ山が多い状態である。さらに、市民はシカやサル被害を訴えているが、市は打つ手のない状況と判断する。市民の悩み解消のために鳥獣被害防止活動、農林道の整備作業、生活道路の整備、生活排水清掃整備等を常時自衛隊員を市に派遣し、国の領土保全のために汗を流す自衛隊員が身近な市内での活動は国づくりの協働運営に理解を深めて、次世代育成へと発展すると察する。

国の経費で上記対策等を実施するように、国へ要望するなどの市長一揆を起こし、行政が時代を先取りして持続可能な地域を継承するために、農林業分野に手厚い対策は図れないか問う。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

堂森議員のご質問にお答えいたします。

1問目の安心安全な地域づくりについての1点目のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、始良市は鹿児島湾沿いに面した南部平野部に人口が密集しております。これは土地形状が平坦であり、交通網が整備され、商店街や企業等の立地により生活の利便性が高いことなどが人口が集中した要因ではないかと考えております。

こうした人口密集地で、地震や津波あるいは洪水等の大きな災害が発生しますと、災害そのものの被害はもちろん市としての情報機能の喪失や避難の際の交通渋滞の発生あるいは避難所への集中による混乱等が生じてしまい、2次的被害が拡大するおそれもあります。災害時の避難計画につきましては、今後の地域防災計画の中で検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

少子高齢化や過疎化問題は今後避けて通れない課題であり、災害発生時の高齢者や障がい者等いわゆる災害時要援護者の避難対策は最重要課題であると認識しております。

これらの課題を解決する一つの策として、自主防災組織や消防団等が要援護者の避難支援を行う方法がありますが、自主防災組織未結成の地域につきましては、組織結成に向けてのリーダー養成講座への受講案内等を行っております。

なお、市としましてはこれら要援護者や支援者に対し、正確な情報を迅速に提供し、早めの避難行動をしていただけるよう、現在、防災行政無線の整備や情報メール配信等を行っております。

次に、2問目の交通安全対策と地域づくりについての1点目のご質問にお答えいたします。

始良地区交通安全協会につきましては、市民の交通安全対策という本市と共通の問題に取り組む機関でありますので、常に連携を保っており、交通安全協会の各分会長12人を含む交通安全対策推進協議会に対しましても、本市の予算から補助を行っております。

交通安全協会の会員数が年々減少しているということにつきましては、以前からお聞きしておりますが、例えばホームページを開設するなどして事業内容の広報に努め、会員獲得のための努力を続けていただくことを期待しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

ご質問いただいた交通事故現場は、片側1車線の市道西別府線であり、議員ご指摘のとおり勾配のある急なカーブとなっておりますが、県外にお住まいの82歳男性が運転する軽乗用車が上りの右カーブを曲がり切れず、道路外左側の街路樹に衝突したもので、助手席に乗っておられた79歳女性が後日亡くなられております。

詳細な事故原因につきましては、警察で調査中であります。

ご提案のとおり、現場東側の丘を削り取って、市道をほぼ直線に改良した場合、極端な急勾配となりますので、さらに通行車両の速度が上がり、危険性が増す可能性があります。

今回の交通事故は道路構造上の問題以前に、交通安全教育を含めた高齢運転者対策という、より大きな課題としてとらえ、警察等の関係機関とともに事故防止対策に取り組んでいるところであります。

次に、3問目の雇用対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

企業誘致に資する土地については、さまざまな業種の方からご相談を受けておりますが、進出までには至っていないのが現状であります。

用地売却が望ましいところではありますが、新たな雇用の創出、次世代の育成のために、また、起業家や始良市への進出をお考えの企業の方の初期投資を抑える意味合いからも、賃貸も視野に入れながら誘致に努めているところであります。

議員ご提案の安価での賃貸につきましては、新たな雇用の創出、次世代の育成のための手法の一つとして今後研究していきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

現在、始良市総合計画を策定中ですが、雇用の場の確保や、地域活性化対策については優先課題として位置づけ、県央の地理的条件を生かした道の駅的な施設の整備と活用に関する構想を盛り込んでいきたいと考えております。

道の駅的な施設の整備と活用によって、そこに出品する生産者の意欲や所得工場への期待、施設での雇用の創出及び交流人口の増加など、複合的に地域活性化が期待できると考えられますので、十分研究してまいります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

今回の東日本大震災において被災地で救援活動に従事している自衛隊員の姿には大変頼もしく感じ、また、深い感銘を受けております。

地域開発や集落の維持補修などの地域活性化については、重要な課題であると考えており、今後、地域住民と一体となって取り組んでまいりますので、議員ご提案の自衛隊員の増強と派遣事業を国に要望することについては考えておりません。

次に、4 問目の農林業と次世代育成についてのご質問にお答えいたします。

中山間部においては、鳥獣被害が多く報告され、市としても対策に苦慮しております。昨年度には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、始良市鳥獣被害防止計画を策定いたしました。

この計画では、地域または集落での実態把握と点検作業、電気柵やネット設置などによる被害防止対策の実施、そして最終的に捕獲という順番で鳥獣被害防止に取り組むこととしております。

県におきましても、今年度から鳥獣被害防止対策集落指導員を配置しておりますので、県と連携しながら被害防止の推進を図ってまいります。

また、農林道や生活道路等の整備については、国、県及び市独自の事業を実施しているところであります。今後も各種事業を模索しながら市民の負託にこたえたいと考えております。

自衛隊員を市に派遣したらどうかというご質問であります。地域住民と一体となって施策に取り組んでいく考えでありますので、現在のところ鳥獣被害防止対策等に自衛隊を要請する考えはありません。

以上で答弁を終わります。

○15 番（堂森忠夫君） 答弁をいただいて、前向きな分野もありながら、だけどあれっと思うようなところもあります。

まず、第1 問目から再質問したいと思いますが、東日本大震災において当地においては高台のほうに自治会全体で移動しようという要望も出されている地区があります。そういったことを踏まえると、災害が起こってからどうしようじゃなくして、起こる前にやはり計画的な、市が市民を安全に導くためにやはりそういったことを取り組んでいかななくては、安心したまちづくりはできないのじやなかろうかと私はそう思っているんですが、今回のこの大地震を我が地域で起こったものにとらえて、やはりまちづくりに取り組んでいかななくてはならないと思っているんですけども、こういった分野において具体的に今の状態では表現できない状況でしょうけど、そういった分野を地域防災計画の中に入れられるのか、お尋ねします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今、議員のご質問は南部、中部、北部の人口の移動についてかというふうに解釈いたしますが、市長のほうで答弁で申し上げましたように、各家庭の定住場所等もお考えでしょうし、あわせまして生活の利便性、または生活基盤等もあることから強制力はないものと考えております。

したがって、分散化という形でのことは現段階では非常に難しいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 市のほうで分散化を進めるのは難しいということでございますけど、やはり安全に導くためには推進的なことも大事ではなかろうかと思えます。例えば、安心な場所に家をつくり、そしてまた、災害が起こったときには2階に冷蔵庫を置いて生活ができるような、そういったところまで、そして、また、保存食を常時確保して3カ月ごとに家族で試食訓練会をするとか、そうすることによって家族のきずなも強くなって、家族愛が増し、それがまた地域づくりへと発展していくと思うんですよ。だから、市がどういう方向を向くかによって地域住民は変わっていくと思うんです。だから、やはりできない、できないじゃなくして、細かいところまでこれから気配りが必要じゃないかと思うんです。市長はその辺のことについてどのようにお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 市民の皆様のふだんの生活と、そしてこういう災害時の対応ということについては、それぞれ大変難しい問題があるというふうに思います。

市といたしましては、今回の東日本大震災の現状を見させていただいたときに、まず、第一には地域、個人、みずからが第一に避難をする。そして、地域が助け合って共同でそういう作業にかかるということが一番安全を確保するというふうに見させていただいたところであります。

したがって、今後、地域防災計画等にもその避難のあり方、そして、避難地の見直し等々にも反映をさせて、市民の皆様に広く情報を提供させていただきたいというふうに思っております。

○15番（堂森忠夫君） 地域防災計画の中で検討するということですが、この計画はいつごろできあがるのでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

12月で作成終了したいということで考えております。なお、12月ということをめどにしておりますが、できましたならば少しでも早い時期に作成ができたらということで考えてるところでございます。以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 2点目の質問に入りますけど、自主防災組織の結成が未結成の地域については、組織結成に向けてのリーダー養成をするということですが、組織が結成されている自治会がどれくらいあるのか。

それと、リーダー養成、これはどのようにして運営されるのか。中身はどうか。その辺を伺いたいと思います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 自治会の結成率でございますが、現在、本市につきましては70.7%が組織化されているところでございます。

なお、その自主防災組織が結成されていないところにつきましては、今後、県の防災研修センター等で養成講座等が計画されております。そのような講習会にぜひ、参加をしていただきまして、早めの自主防災組織の結成をしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○15番(堂森忠夫君) このリーダーという方は、地域のリーダーという方はどういった方をリーダーと呼ぶのでしょうか。自治会長さんでしょうか。それとも、その地域で若者たちを集めてやるのか、その辺の具体的なのは考えてらっしゃらないですか。

○危機管理室長兼危機管理課長(犬童久君) お答えいたします。
今、現在のところ自治会長さんをリーダーと考えているところございます。

○15番(堂森忠夫君) 自治会長さんには80歳代の方もおられるんですが、対応できるでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長(犬童久君) そのような方もいらっしゃるかもしれませんが、こちらとしては受講の案内をしたときに、枠内もあることから手を挙げていただいたところの自治会長さんを優先的にリーダー養成のほうに受講していただきたいということで考えております。
以上でございます。

○15番(堂森忠夫君) あと1点だけお尋ねしたいんですけど、地域は最初1回目で述べたように、高齢化しているわけです。そういった防災等においては本当に対応に困っている、それを無難に持っていくにはやはり自衛隊とか、消防団、そういった活動が一番大事かと思うんですけど、その前に、防災無線とか、そういったのも整えておられているわけですが、そういった分野において、まだ質問したいところですけども、私は通告外になりますので、もうあとの分野に控えたいと思いますが、全体的にそういったことが、分野が整うのはいつごろになるでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長(犬童久君) お答えいたします。
同報無線につきましては、現在、始良、蒲生地区に、個別受信機につきましては蒲生地区全戸と始良地区の北山、山田地区と脇元地区の一部に、移動系無線につきましては始良、加治木、蒲生地区が整備をされているようであります。

23年度におきましては、蒲生、加治木地区の移動系無線をデジタル化にいたします。このことによりまして、3地区の移動系無線は互いに交信可能ということになります。

また、現在、同報系無線の操作卓が始良、蒲生地区、それぞれにありまして、一斉に周知できておりません。このことから1カ所で操作ができるように整備を進めることとしております。

なお、同報系無線の加治木地区の整備をするための基本計画を本年度いたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番(堂森忠夫君) 次の項目に入りますが、協会の仕事内容として、市民はよく理解していない分野もあるかと思うんですけど、協会の業務内容を担当課のほうでちょっと説明してもらいたいたいんですが。

○危機管理室長兼危機管理課長(犬童久君) お答えいたします。
業務内容につきましては、運転免許証の更新及び講習を行われております。それから、車庫証明の

申請や、道路使用許可申請に伴います車庫調査、道路調査、それに加えて交通安全運動の実施、主に交通週間のときの広報等を行われております。

それから、高齢者自転車競技大会の実施、それとチャイルドシートの貸し出し、こういうものが業務内容となっております。

以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 市民にわかりやすく一口でいえば、警察の下請け団体というふうにとらえてもおかしくないかと私はそのように思います。

協会会員は営利団体ではなく社会貢献的な団体であると私はとらえますけど、そのようなとらえ方でよろしいでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 共同体であるというふうを考えております。

以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 最初の質問で述べましたけど、始良警察署の移転に伴い、この協会も移転するというのを聞いております。協会はある土地は始良市の土地と聞いておるんですけども、今後、具体的に事が進むと跡地利用問題や建設の費用問題等が発生すると思うんですけども、こういった問題を早く解決するには、跡地有効利用のための検討会や会議等を進める時期等に入るのではないかなと思うんですが、どうでしょうか、市長。

○企画部長（甲斐滋彦君） 交通安全協会の跡地の件ですけども、現在のところ何も伺っておりませんが、警察署が移転するのであれば通常は移転されるものと考えております。議員仰せのとおり用地は市有地でございますので、その時点で有効な利活用を検討することになろうかと考えております。

○15番（堂森忠夫君） あの一带、警察が移転し、そしてまた、交通安全協会が移転する。そしてまた、あの一体の——民間企業もちょっと国分へ行ったりして、あの一体が非常に寂しくなるような状況なんですけれども、やはりあの一体の土地の利活用、今後検討していくのが市としての方向づけではないかなと思うんですけども、そういった分野において市長みずからは一生懸命取り組んでいって市の活性化あるいは協会の存続のための運営協力にしていって、市民を安全な方向へ導くということが大事ではないかなと思うんですが、市長のその辺の決意をお伺いしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 始良警察署の移転に伴う地域安全の確保ということにつきましても、含めてその港町地域の土地がそのように空いてくるという、空洞化ということにつきましても、今後とも県とも連携を取りながら、お願いをしながら、その地域の活性化ということについては、常に心を配って努力していきたいというふうに思っております。

○15番（堂森忠夫君） 始良警察署の建て替えは耐震構造とか、そういった意味からいけば、非常にいい時期ではないかと思えます。しかし、あれが松原に移動しなかったなら、協会もそのまま移動しなくてすむ。そして、また、つくりかえる費用も要らない。

ここにはこの間、6月16日に総会がありましたけど、建設するのにも資金がないというのをちらっと聞きました。先ほどもこの団体は営利団体ではないわけですから、県に要望して建設資金を県が協会を通じてそういった資金も確保するようにして、市民を安全に導くというような方向へ市長も汗を流していただきたいなあと思います。

ちょっと関連で市長に質問したいと思いますが、もし、十数年前、始良警察署が移動するのにどこが一番いいだろうかという話がありました。加治木の湯湾岳が、あそこが平坦地に整備されているなら、あそこが一番いい場所だよなあという話も出てきたんですけども、もし、あの湯湾岳がある一定の高さに整地されて施設を建てられるような状況であったとするならば、市長は県に対してどのような動きをされますか。その状況であったとするならば。

○市長（笹山義弘君） あの湯湾岳のことにつきましては、ある企業が引き続き掘削といいますか、岩を砕いて山を取り崩しておられますけれども、これにはかなりの年数がかかるものというふうに見ております。

したがって、そういう民間企業によりまして山の整備、整地といいますか、その環境が整ったのが見えるころについては、いろいろな協議といいますか、ご相談はするという事は可能かと思いますが、現時点でいろいろ申し上げることは差し控えたいと思います。

○15番（堂森忠夫君） 現時点では言えないと思います。だけど、もし、本当にあそこが今までのうちに整備されていたら、すごく今回の津波とか災害時には非常に安心して公共施設を持っていける場所だと、これもひ孫の時代になろうかと思えますけれども。

やはりそういった方向へ民間がやっているからとか、これからそういう発想はやめて、あの宝の山をどういうふうに生かされるかというのを官民一体が、一緒になってこれから取り組んでいくべき時代だと思います。それがやはり市長のトップリーダーだと私は思います。

ですから、今、少子高齢化でどうしようもできないような状況です。その中で地域住民とか言われても地域住民はもう高齢化しているわけです。だから、今、ここでこういった災害のときをこれからも起こると仮定して見直しを図るときだと。ですので、空想的な分野もありますけど、そういったことを訴えているわけです。

非常にこれが——私はまた、後でこの件については述べますが、この山をこれから生かすことが、この始良市の発展につながると私はそのように思っています。

時間等の関係がありますので、あまりこれにこだわりませんが、次の要旨2に入ります。

この事故等においては、先に警察のほうで事故後に再度現地調査をして、また、測量等の調査も行っているのを私は確認しております。その結果について、回答では出ていませんけれども、始良市には警察からも派遣されているわけですので、その辺の連携はスムーズにしていると思いますので、その調査結果をちょっと伺いたいと思います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

西別府線の事故につきましての現場診断につきましては、現在、事故診断は開催をされていません。なお、事故実況検分でありまして、測量等ではないようでございます。

なお、診断となりますと、要因判断といたしましては警察が行うことになっております。そういう

ことから、今回の事故現場におきましては診断は今のところされておりません。

そういうことでございます。

○15番（堂森忠夫君） 私はこの地域の人間ですので、毎朝あそこを通ります。私の目の前で実地調査を警察がやりました。ですので、その調査結果を後でよろしいですので、今、答弁できないのであれば、その調査結果を知らせていただくか、資料をいただきたいと思います。

答弁の中で、私は質問はここでは見通しが悪い左カーブの市道で起こった事故である。この丘を削り取り、見通しのよい道路にと、述べているんですけども、回答では市道をほぼ現場東側の丘を削り取って、市道をほぼ直線に改良した場合という答弁です。私は市道を直線にしろとかそういう質問をしていない。だから、ちょっと食い違いもあるんですけど、国語の時間でありませぬので、ここは追求しませぬけど。

やはり、市長、地域がよくなることに市長が目を向けてくださればいいわけです。1回目の回答はどうだじゃなくて、やはりそれが地域の願いであって、あの地域にもう何十年も前からあそこいけんかしやならんかと。昔はあの小高い丘の南側が町道だったわけです。だから、すごいカーブだったわけです。ですから、バスが通れなくてああいうふうに変更されました。その道路の前、今、やぶになっていますけど——竹山になっています。あそこは私なんか高校のころは田んぼだったわけです。

だから、やはり西別府の永原校区の玄関口じゃないか、あそこをよう活性化せんか、という声があり、また事故も今回起こった。何とかでけんのやというのが地域の声なんです。その声を述べるのが我々議員の立場ですので、それをやはり前向きに取り組んでいただきたいなあ。それがなかったら地域住民は協力しないですよ。今の日本の国と一緒にですよ。今回の県議選の選挙の結果が出ましたけど、パーセントが低い。それも市民はもう興味がないということですよ。

だから、そういった意味では、やはり地域がよくなるために一生懸命汗を流していただきたいなあ。私はあの地域を丘を削ってあそこを夢開く道、夢開道人舎と名付けて太鼓踊り保存会にあそこを管理させりゃ、すごいおもしろい地域ができるんじゃないかと思います。そして、あの地域をふるさとの道として地域の小さな物産館あるいはまた、体験の場所というようなことにすれば、また、地域に元気が出ると思うんですけど、市長、どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

この西別府線につきましては、行政といたしまして、その維持管理ということについて、近年、最近舗装もし直して整備を図っているところでもあります。そのような意味から行政としての責務は果たしているというふうに判断いたしております。

この事故に対する取り組みということでございますが、あそこが道幅が以前より広くなりました関係で、車両がやはりスピードをかなり出して走っているようであります。まず、そのことからしっかりと取り組むことが事故防止につながるのではないかと考えているところであります。

○15番（堂森忠夫君） 1回あその場所を見に行っていたいただきたいなと思います。

道路も確かに広がって、カーブのところはそんなにスピードを出せるような場所ではありませんので、高齢者でもありますけど、やはり私は確認していないんですけども、地域の人声ではパトカーと行き違ったときに、その後に木にぶつかったというのを聞いております。そして、その瞬間、

やはり普通の人にはパトカーが前から来ればびくっとします。

そしてまた、災害でも今回の避難、普通の状態ではないと市長も答えているわけです。ですから、そういった普通の状態、これから、また、災害が起こる、高台に逃げろと、そして車はそのときにはすごい混雑して、みんな普通の状態じゃないです。見通しが悪いところをそのままにおくのが、回答はどんな回答でも逃げられます。しかし、それでは市民は納得しないと思いますので、あの一帯を市民と一体となってやはり協働して開発ができることに力を貸して、そして地域の夢を開いていただきたいと思います。

次に入ります。雇用についてでございますが、非常に私は今、要旨1の質問と要旨2を一緒に交えて質問したいと思いますけど、やはり要旨2のほうでは道の駅、前向きな答弁をいただきました。やはりこういったのをうまく使って発展させる、若者と協働させるというのが元気の出る地になると思うんです。要旨2のほうで県央の地理的条件を生かしたと、県央としたときに市長の頭の中に場所はどこをどの辺と考えていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この道の駅的、もしくは特産品売り場等を今、考えているわけでございますが、今全く白紙の状態ですので、場所がどこかとか、そういうことは今からの話でありまして、担当部署としましては全く今のところは白紙ということで思っております。

ただ、こういう施設が必要ではないかということは思っておりますので、そのところは前向きに進めてまいりたいと思っております。

○15番（堂森忠夫君） 前向きにとらえていただいているものでよいかと思います。

この間、リブレの前のイオンとの契約、不成立に終わりましたが、あそこの土地も非常に魅力ある場所じゃないかなと思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。

そしてまた、回答が研究ということになっていきますけど、研究から検討会に進めてもらいたいなと思っております。

次の要旨に入ります。市長の答弁の中で自衛隊の派遣は考えていないと今はこれでよいです。しかし、今の世の中を見てください。今の国を見てください。どんな状況でしょうか。お金がありますか。ない状況でどうしますか。やはりそこには国全体の見直し、改革を図るしかないです。そこでできるのは、私は最後の砦が自衛隊の改革だと思っております。

昔は戦後の改革、戦後の復興は自衛隊が道路をつくりました。やっぱりそういった大変なときは自衛隊、それで復興する。これをグローバル的に考えるとお隣の韓国、これを日本にたとえたときに、韓国では自衛隊に青年を2年間入隊することを義務づけています。（発言する者あり）そうすることによって若者育成につながっていくと思います。教育につながっていくと思うんです。

そうやって、今、時間がありませんので、まとめてみますけど、先ほどの項目4も交えながら質問しますが、自衛隊の手で国土をつくる時代にまた入ったと私は思っています。時代は繰り返されるという言葉があるじゃないですか。また、森をつくり直さないといかんです。そうすればサルは出てこないです。森の楽園を自衛隊の手でつくってやればいいじゃないですか。

そして、自然と共存する社会づくり、目指せば全体が潤います。あの湯湾岳も自衛隊の手で削ってもらう。そして、民間で運んで、民間で市が指定した場所に埋めれば、仕事がふえます。そういった

ことがこれから思い切った策をしなくては地域住民の声を聞いてとか、今、法律がこうだからとか、そういったことではよくはならないですよ。若者には夢がないです。今は本当に時代が変わるときです。このように思い切った策を訴えてもらいたいと、小さな声では響かないから、市長一揆を起こしてくれということです。

農民一揆があったじゃないですか。そして、変わってきたわけじゃないですか。だから、市長が市長クラスでもってみんなで取り組んでくれないかということが、市長一揆のことなんです。

ですので、1回目の答弁としてはこれでよいですが、今、国が大変なとき、そういったとき、財政のないときには大改革をして、国を守ると、それがこれから市長、トップリーダーが目指す分野だと思います。これについては回答は求めません。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（兼田勝久君） これで、堂森忠夫議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午前9時54分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時03分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、11番、竹下日出志議員の発言を許します。

○11番（竹下日出志君） 登壇

公明党の竹下日出志でございます。東日本大震災の発生から3カ月がたちました。改めましてお亡くなりになられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

また、今なお不自由な避難所生活を余儀なくされている被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

政権に固執し、ぶれまくる菅政権の思いつき発言に国民は怒り、東日本の皆様は不安といらだちの毎日を過ごされています。その中で私たち公明党は、ほかにはない強い地域のネットワークを生かしながら、国会議員も幾度となく被災地を訪れながら現場にいる地方議員と連携し、被災地の皆様によりそい、声を聞き、その声を具体的な提案として実現してまいりました。子どもたちに絵本やおもちゃなど、また、女性の声に耳を傾けながら下着や化粧品など、女性に必要なものをお届けするなど、きめ細やかな支援を推進してまいりました。国会議員の歳費が半年間で1人300万円削減され、総額22億円が復興費に充てられることになったのも、私たち公明党の提案でした。

さらに公明党は去る5月26日に東日本大震災復興旧復興ビジョンを発表し、今年度第2次補正予算案を今国会に提出、東北方面の高速道路の無料化、二重ローン問題への対応、学校放射線量基準の見直し、農業者、漁業者への支援、中小企業対策などを提案しました。また、災害による犠牲者の遺族に支払われる災害弔慰金の支給を同居、または生計をともにしている兄弟や姉妹にも弔慰金を支給できるように提案しています。

未曾有の大災害ではありますが、皆で力をあわせることで必ず日本は復興すると信じています。今、私たちにできること、そして、私たちにできることを常に考えながら東日本を応援してまいりましょ

う。

私はさきに通告しました4項目について質問します。

はじめに、防災対策の強化について質問します。

本市でも東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりを前進させなければなりません。まず、必要なものは地域防災計画の抜本的な見直しであります。大地震は人間の想定をはるかに超える自然災害が実際に起こり得るという現実をまざまざと見せつけました。各自治体では現時点での防災計画が、一つにどの程度の災害を想定し、どのような対策を講じているか。二つに想定外の災害にどう備えているかの両面から検証していく必要があります。同時に住民側の防災意識を高めることも重要であります。

この東日本大震災を対岸の火事として済まさず、地域全体の安全を自然災害から守ることを改めて考えなければなりません。重富海水浴場の入り口から思川河口に位置し、山野自治会の中にあります林田団地の方々はこれからの時期、大雨や台風による風水害、洪水、高潮による堤防の崩壊、海水の流入などが考えられ、住民の方々は非常に不安を感じておられます。

そこで1点目、思川の河口の東側にある堤防に一部に沈下の兆しが見られ、地域住民は不安を感じて堤防の補強改修の要望があります。住民の不安解消対策はどのように考えているか、伺います。

次に、市報あいら6月号では備えあれば憂いなし、災害から身を守るとして、防災の注意すべきこと、確認すべきこと、備えるべきこと、始良市避難所一覧が掲載されています。一人でも多くの市民の皆様に見ていただきたいと思います。

昨日の笹井議員の質問にありました、始良市民にとって一番の関心事は錦江湾内で地震が発生した場合、津波にどこまで飲み込まれるのか。どこへ避難したらよいのか、ということと思われます。

そこで2点目、東日本大震災を教訓に錦江湾沿いの重富から須崎海岸、思川、別府川に面した海抜ゼロm地域では、防災対策の強化が求められています。地震、台風等による津波や高潮などの防災教育、防災訓練を実施する考えはないか、伺います。

次に、東日本大震災で巨大津波により崩壊的な被害を受けました太平洋沿岸部、その中で独自の防災教育が功を奏し、小中学生犠牲者ゼロ、児童生徒が率先して避難、釜石の奇跡に学ぶ防災教育の重要性が注目されています。

そこで3点目、岩手県釜石市では死者行方不明者が約1,300人に上りましたが、市内の小中学生は独自の防災教育が功を奏し、ほぼ全員が無事に避難することができました。文部科学省の防災教育支援モデル地域事業として2010年から市内全14小中学校で津波防災教育が行われています。本市でも小中学校で津波防災教育を実施する考えはないか、伺います。

次に、被災者支援システムの普及活用について質問します。

災害発生時は何よりも人命救助が最優先です。そして、その次に必要なのは被災者への支援であり、中でも生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明書です。この発行には住民基本台帳、家屋台帳、被災状況という三つのデータベースを照合確認する必要がありますが、これらが独立して存在している場合、災害時に照合確認作業に手間取り、罹災証明書の一つ出すのに長時間被災者をお待たせすることになりかねません。

そこで、1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明の独自に開発した被災者支援システムは災害発生時の住民基本台帳の発行から、

支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理できます。本市でも災害時に迅速な被災者支援の体制づくりとして被災者支援システムを導入する考えはないか、伺います。

次に、文化芸術の振興、支援について質問します。

文化芸術には人の心を癒し、豊かにし、人に感動させ、人と人を結ぶ、すなわち共生の心を育む力があります。日本語で文化を意味するカルチャーの語源は、ラテン語の耕すという意味であります。文化芸術には人の心を耕し、次代を担う子どもたちの夢と希望を育む豊かな土壌と言えます。絵画や美術品の至宝に触れたり、あるいは名演奏を耳にしましたり、演劇などの生の舞台芸術を体感したりして、子どもたちと一緒に心を癒すひとときを楽しみながら、文化や芸術の振興が社会に果たす役割の大きさを子どもたちに語っていくことが求められています。

そこで、1点目、市内の小中学生に、始良市加治木町も合戦や北山伝承館・スターランドAIRAを活用し、文化芸術の体験学習を実施する考えはないか、伺います。

次に、文化芸術振興基本法によって鹿児島県文化振興財団及び宝山ホールでは、本県にゆかりがあり、これからの活躍が期待されるプロ、アマのアーティストを発掘、育成し、発表の場を設けることで、地域住民に音楽や芸術を身近に楽しむ機会を提供して好評であります。

そこで、2点目。芸術家や文化団体が地域の学校教育や生涯学習、イベントなどで活躍できる場をふやすため、アーティストバンク、芸術家登録制度を設置する考えはないか、伺います。

次に、地域経済活性化対策について質問します。

笹山市長は施政方針で、商業の振興については各商工会とも連携を深めながら、商店街活性化に向けた取り組みなどを積極的に支援し、あわせて観光に訪れた方々の商業振興への取り込みを図るため、観光と商業の連携策についても可能なものから実施してまいりますと述べられました。

そこで1点目、消費拡大による地域振興の対策として、商工会と連携し、市内で利用できるプレミアムつき商品券を発行する考えはないか、伺います。

平成22年6月定例会でくらしの便利帳作成について質問しました。その中で市長は、施政方針で市民の目線で考え、より質の高いサービスを提供するとともに、情報の共有により市民の参画、協働による市政運営を進めていくことが重要であると述べられました。また、行政は市民のために仕事を遂行するというのが本旨であります。今後とも住民サービスに尽くしてまいりたいと考えます、と答弁されました。

そこで2点目、市民の皆様が日常生活に必要な情報や市政全般にわたる申請手続方法をまとめた手引き書としてくらしの便利帳を民間企業と協働で作成する考えはないか、伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

竹下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の防災対策の強化についての3点目と3問目の文化芸術の振興支援についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の防災対策の強化についての1点目のご質問にお答えいたします。

思川左岸の河川堤防は、昭和30年代後半に建設され、台風の高波や大雨の河川氾濫から地域を守ってまいりました。しかし、平成19年ごろから原因不明の不等沈下が始まり、現在大きいところで22cmの段差ができているところもあります。

始良・伊佐地域振興局では、平成20年から堤防の間詰工などの復旧工事を行っております。今年度は老朽化した護岸の補強をするための腹付工や堤防の沈下をとめるために堤防全面に鋼製矢板を打ち込みながら、河床のかさ上げを施工中であります。

また、堤防本体のボーリングによる地質調査を行っておりますが、現在の工事の効果を見ながら、今後の対策を検討するとお聞きしております。

2点目のご質問にお答えいたします。

さきの本村議員のご質問にお答えしましたとおり、始良市として津波被害を想定しなければならない災害は、桜島大噴火や鹿児島湾奥のマグマだまりの噴火による地震発生とそれに伴う津波であると考えております。

この津波の高さはどのくらいになるのかは、今後、地域防災計画見直しの中で専門家の意見を聞きながら検討してまいります。

津波に対する避難場所は、一般的に近くて高いところと言われておりますことから、本村議員のご質問にお答えしましたとおり、耐震基準を満たした建物を津波避難ビルとして指定できないかどうか、早急に検討したいと考えております。

したがって、津波や高潮を想定した避難訓練の実施につきましては、地域防災計画の見直しと並行しながら検討してまいります。

また、防災教育につきましては、重富にあります県防災研修センター利用の広報やセンターと協力しての自治会等への防災研修の実施、さらに防災アドバイザーの派遣等を現在実施しておりますが、今後も防災教育や防災研修に力を注いでいきたいと考えております。

次に、2問目の被災者支援システムの普及、活用についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、同システムは大規模災害発生時の被災者支援や迅速な復旧、復興作業に役立つシステムであり、罹災証明の発行など、スムーズな行政サービスを行えるシステムであるとお聞きしております。

システム導入により、このような作業が迅速に行えるメリットはありますが、導入に際しての予算や本市の住基システムとの連動が可能であるかどうかなど、今回の地域防災計画の見直しの中でも検討していきたいと考えております。

次に、4問目の地域経済の活性化対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

商品券の発行に関しては、議員仰せのとおり、商工会との連携が不可欠であります。商工会合併に関する基本協定書の調印式が5月10日に行われましたことは、大変喜ばしいことであり、今後、3町商工会の合併がスムーズにいくことを期待しているところであります。

市といたしましては、始良市商工会の発足にあわせて、商工会と連携し商工会合併記念事業としてプレミアム商品券の発行を行いたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

くらしの便利帳の発行につきましては、議員仰せのとおり、市民の皆様が日常生活に必要な情報や市政全般にわたる申請手続方法をまとめたガイドブックとして、その必要性は認識いたしております。

また、民間事業者と協働するという作成手法も具体的に検討しているところであります。この手法により、市の各種行政情報を掲載した電話帳を、始良地区が本年1月、加治木地区は本年5月に発行されたところであります。

蒲生地区につきましては、今後の発行が計画されているところであります。

現在、各種手続の案内、施設ガイド、インフォメーションマップなどを掲載した転入者向け便利帳を作成中であり、来月初旬から新しく市民となられた方々へお渡しできる予定であります。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の防災対策の強化についての3点目のご質問にお答えいたします。

毎年、すべての小中学校では地震、火災、風水害等の防災教育を計画的に実施しているところですが、今回の東日本大震災を教訓に、本市においても津波防災教育を実施するよう5月下旬の管理職研修会で指導しております。

具体的には、文部科学省防災教育支援モデル地域事業の考え方を導入し、今回大きな被災を免れた釜石市の例を参考に、群馬大学の片田教授が提案された三つの避難原則1、想定を信じるな、2、その状況下で最善の避難を、3、率先して避難せよを児童生徒に徹底するよう指導したところあります。

今後、津波防災教育については、教育課程に位置づけて安全・安心な学校づくりの充実に努めるよう指導してまいります。

次に、3問目の文化芸術の振興支援についての1点目のご質問にお答えいたします。

平成20年1月の中央教育審議会答申を受けて、告示された新しい学習指導要領には伝統や文化に関する教育の充実や体験活動の充実を図ることが各教科領域に示されており、伝統や文化に触れる体験学習は今後、ますます重視する必要がある学習内容であります。

始良市内のそれぞれの学校において、くも合戦については、加治木地区内のすべての小学校が総合的な学習の時間に位置づけ、実際にくも合戦を体験させるなど、積極的に取り組んでおります。

また、北山伝承館やスターランドAIRAの活用については、始良地区内の小学校において社会科の授業で紙すき体験、竹細工体験など、郷土の文化についての学習をしたり、理科の授業においてプラネタリウムなどを活用して、天体学習に取り組んでおります。

教育委員会としましては、今後、新学習指導要領の趣旨も踏まえながら、これまでの旧町の枠を越えて郷土教育を推進し、さらに始良市全体の文化施設を幅広く活用した伝統文化活動の学習が実施できるよう指導してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市の恵まれた教育・文化環境の特性を生かし、人づくりを基本にした青少年の健全育成、生涯の各期に応じた生涯学習の推進や活力ある地域づくり、まちづくりのためには芸術文化活動を推進するさまざまな分野の人材が必要不可欠だと考えております。

現在、教育委員会では、これまで本市の各種講演会やイベント、各種教室等で活躍された講師や指導者等の人材をデータベース化するための情報収集を行っており、近く完成する予定になっております。

教育委員会としましては、これらの情報を活用し、芸術家や文化団体をはじめとするさまざまな人材が活用できる場や事業の推進を積極的に図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○11番（竹下日出志君） 1点目の防災対策の強化について再質問いたします。

1点目の重富海水浴場入り口の思川河口堤防につきまして重富海水浴場もあり、これから観光客も多く訪れる場所で桜島が間近にのぞめる場所と堤防を散歩される方が多く見受けられます。河川の管

理は鹿児島県の管理になっていますが、始良市民が大雨や台風による風水害により、堤防の崩壊、海水の流入が考えられ、住民の方々は非常に不安を感じておられます。市長はこの現場を見に行かれたか。

また、今後、現場へ行き、住民の方とお会いする考えはありませんか。

○市長（笹山義弘君） この堤防については、先ほど答弁いたしましたように、時代が経過しておるということを承知しております。

また、下部が非常にその時代の施工だったためにちょっと状態がよくないということも承知しております。

地域に直接的に私にその座談会とか、そういうご要望は今のところないわけでございますけれども、市民の皆様方の声をしっかりいただいて、県なりにつなぐというのは私の役目の一つとも思っておりますので、そういうご要望があれば、しっかりお受けしていきたいというふうに思っております。

○11番（竹下日出志君） それでは、次に防災教育、防災訓練について、再質問いたします。

市報あいら6月号で防災センターで防災について学びませんかという案内が掲載されております。5人以上の団体から予約を受け付けています。地域や職場、学校などの防災訓練や研修に取り入れてはいかがですかとあります。

現在の防災センターの利用者数はどれくらいか、把握されておられますか。また、市民の方が一人でも多く防災研修センターを活用して、防災訓練を受けられるような対策は考えられないか、お伺いいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

平成22年度の県防災研修センターの利用状況でございますが、団体といたしまして42団体、それから、防災センターにはアドバイザーがいらっしゃいますが、派遣要請が11回となっております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 市民の方が一人でも多くこの防災研修センターを活用して避難訓練を受けられるような対策は考えておられないか、再度お伺いいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 申しわけございません。各自治会等が避難訓練をされる際には要請があれば、即研修センターのほうからその当地に出向かれまして、出前講座をされるということになっております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 防災教育訓練について再質問いたします。

防災計画の中で、避難場所について伺います。

重富小学校区では、重富小学校が危険区域に入っているため、避難場所になっておりません。重富地区公民館、始良体育センターが避難所になっておりますが、触田地区や城瀬、森山地区は避難所まで遠いとの声があります。

そこで、県警察学校、始良総合運動公園の体育館を避難所に追加することはできないか、伺います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今回見直しをいたします地域防災計画書、その中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 平成22年10月から平成23年に寄せられました市民提言箱の中に、防災無線でなく民間のFM局を開局して活用しては、との提言がありました。台風時や大雨時は防災無線が聞き取れないとの声もあります。難聴地域の対策として、また、昨年10月の奄美市の集中豪雨で住民が避難する折、停電等により、一般電話はもとより携帯電話も使えない中、FM奄美の放送が避難住民の唯一の情報源であったことはコミュニティFMの存在の大きさを知らされたものであり、平成7年の阪神淡路大震災のとき以来、各地の地震災害でも活用されたことは周知のことです。

災害時のときだけでなく、広く市民が皆様に毎月の行事予定やイベント情報を提供できると考えますが、民間FM局を活用する考えはないか、伺います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

FM開局がされますと、防災や災害情報、各種行事、祭り等の情報など、独自の番組が制作されまして、ラジオであればこそ、野外、または海上等であろうが、さまざまな情報が聞くことができます。災害時には大変な威力を発するものと考えております。

また、地域活性化にもつながるものと考えます。仮に開局されるとなると、県への申請をされるなど、許可が必要になります。また、NPO法人が望ましいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 釜石市の津波防災教育に学ぶについて、再質問いたします。

釜石市で防災教育に携わってきた群馬大学の片田教授は子どもたちに呼びかけ続けてきました。先ほど教育長から答弁がありましたとおり、三つの避難原則、1、想定を信じるな、2、その状況下で最善の避難を、3、率先して避難せよを児童生徒に徹底するよう指導したところであります。

そこで、ハザードマップを作成し、子ども一人ひとりに登下校時の避難計画を立てさせ、津波防災教育の教育課程の一つに取り入れることは教育長、いかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 学校での防災教育というのは子どもたちが安全・安心に教育活動を営むことができるように、毎年年間の防災教育の全体計画を立て、さらに指導計画を立てておるわけでございます。

その中で本年度、特に新たに津波に関してはどうも対応が薄いということが考えられましたので、今回のこの東日本大震災の教訓を受けて、先ほど答弁いたしましたように津波対策に対する避難訓練を位置づけ、そしてもう既に実施したところもございますけれども、それを徹底しているということでございます。さらには、日々の安全マップの中にもいわゆる避難場所、どういう高台に逃げるかとい

うことなども含めて、今それぞれの学校で取り組んでいるところでございます。

○11番（竹下日出志君） 2問目の災害者支援システムの普及活用につきましては、今回の地域防災計画の見直しの中で検討していきたいというふうに考えていますという答弁でありましたので、前向きに検討されるように要請しておきたいと思えます。

次に、3点目の文化芸術の振興につきましては、今後、新学習指導要領の趣旨も踏まえながら、これまで旧町の枠を越えて郷土教育を推進し、さらに始良市全体の文化施設を幅広く活用した伝統文化活動の学習が実施できるよう指導してまいりますというふうにありますので、これもスターランドAIRA、また伝承館、加治木のくも合戦等を活用できるように要請しておきたいと思えます。

次に、4問目のプレミアム商品券につきましては了解いたしました。

くらしの便利帳の作成について再質問いたします。市長に伺います。

日常生活に必要な情報やパソコンを持っていない人や高齢者の方々、多くの市民の皆様が日常生活に必要な情報が市政全般にわたる申請手続方法をまとめたガイドブックの必要が求める声があります。現在の始良市ホームページに掲載されている内容を民間企業と共同し、作成すること。鹿児島市ではリビング新聞社と共同でガイドブックを作成し、市民に配布していますが、本市でも電話帳とは別にガイドブックを作成することは、市長、いかがでしょうか。

○総務部長（谷山昭平君） 担当部のほうで答えいたします。

今現在、転入者向けにつきましては、先ほど答弁がありましたように発行の準備をいたしております、間もなく準備が整う予定となっております。今、議員が申されたことにつきましては、今後、いろいろ情報を収集しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 最後に市長へお伺いいたします。

くらしの便利帳については、前向きに検討される考えがあるか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 今、総務部長がお答えいたしましたように、先進地の資料等を見させていただきますと、かなり有効であろうというふうにも見ておりますので、そのような方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（兼田勝久君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午前10時43分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、14番、河東律子議員の発言を許します。

○14番（河東律子君） 登壇

3月11日におきました東日本大震災は、未曾有の大被害をもたらし、多くの人々が地震、津波、それに加えて原発事故で大変な苦悩を強いられています。復興の柱となる復興基本法が震災後102日、6月20日ようやく成立しました。多くの人々が極限の生活に耐えながら再生を目指して頑張っておられます。心から声援を送りたいと思います。

震源地から遠く離れた九州でも玄海原発や川内原発を抱え、安全神話を信じさせられていた住民は不安を余儀なくされています。また、夏場の電力不足が言われる中、今回の災害を機にもう一度、私たちの足元を見直してみたいと考えます。

まず、1点目の質問に入ります。ごみ問題についてです。

ごみ収集につきましては、収集のあり方も含め、新市の課題の一つとなっております。市長はこれまでの一般質問の答弁で資源物の収集については旧3町それぞれ長所がある。平準化して始良市としての方策を策定する、とのことでした。が、新市としての方針は定まりましたか、方針をお示してください。

2番目です。新しい始良市方式では、今までの旧3町の収集のあり方と異なる点があると思いますが、どのような点が異なってきましたか。

3番目、方針が定まった時点で地域住民の説明会を行われていると思いますが、どのようになっていますか。

4番目、ごみ問題は限りある資源を大切に未来へ引き継いでいくことと考えています。ごみの減量の取り組みをさらに進めていく方策をどのように考えていますか。

5番目、22年度の可燃ごみの排出量をお知らせください。これは旧3町ごとにお示してください。

続きまして、2点目。防災計画の見直しについて。

今回の東日本大震災では、想定外という言葉が多く使われましたが、本市の防災計画でも見直す点があると思います。それらの点に防災の見直しと視点をお示してください。

3番目、節電について。

東日本大震災による原発停止の影響を受け、ことしの夏は電力不足が懸念されています。政府は国民全体で電力不足を解消するため企業、家庭等15%の節電を決定しています。今、エコに対する人々の関心も高まってきていますし、昭和30年代の暮らしを見直し、少々不便でも頑張る、あるいは我慢するという意識も見えていると報道されております。

1番目、始良市としては節電にどう取り組んでいくのか。節電の計画づくりはどの部署が担当するのか。

2番目は学校での対応を伺います。

3番目、住民への啓発等をどのように行っていくのか、お伺いします。

次に、介護問題です。

3月5日、始良市内で介護者が施設入所中の姉の口、鼻を粘着テープでふさぎ死亡させようとした痛ましい事件が発生しました。本人は92歳の動けない母親も世話していたとのこと。介護保険が始まって12年になりますが、今回の事件の背景をどのようにとらえているのか。また、課題を何と考えておられるのか、お伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

河東議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目の節電についての2点目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目のごみ問題についての1点目のご質問にお答えいたします。

資源物収集体制につきましては、さきの和田議員のご質問にお答えしましたとおり、収集する資源物とその名称を統一することで進めております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

旧3町の違いではありますが、今後協議をすることも含んでいることから、今回変更することについてのみお答えさせていただきます。

蒲生地区では袋方式からネット・コンテナへ、加治木地区では缶類のアルミ缶、スチール缶から飲料缶、その他の食用缶へ、紙類を6種類から4種類へ、始良地区では計量による還元金、常設ステーションの見直しであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

さきの和田議員のご質問にお答えしましたとおり、5月15日から説明会を開催しております。

4点目のご質問にお答えいたします。

今後のごみ減量への取り組みではありますが、市として循環型社会の構築に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rを広めることを進めてまいります。

まずは身近でできる生ごみの水切り、剪定くずの堆肥化などを検討してまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

平成22年度の可燃ごみの排出量につきましては、始良地区1万1,732 t、加治木地区6,454 t、蒲生地区1,527 tで、合計1万9,714 tとなっております。

次に2問目の防災計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

本市の現在の地域防災計画は、さきの湯川議員のご質問にお答えしましたとおり、一般災害対策や特殊災害対策、地震対策、火山災害対策のそれぞれの災害の予防、災害応急対策、復旧・復興が記される約700ページからなる計画となっております。

今回の震災を受けて、本市の地域防災計画で見直しを行わなければならない点は、まず、津波被害の想定の変更で、特に襲来する津波の高さの変更とそれに伴い想定される被害の範囲や避難場所の明確化を行うことであります。

次に、情報伝達や情報収集の多様化に伴う住民への伝達手段や住民が情報入手できる方法等を地域防災計画にすべて記載すること、さらに、原発事故を受けて、地域防災計画に川内原子力発電所からの距離や事故発生時の避難に適した建物の構造や外出時の注意点及び情報伝達や情報入手方法等を記載することなどを主な変更点と考えております。

なお、防災の視点をどこに置くのか、とのご質問ではありますが、みずからの身の安全はみずから守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時にはみずからの身の安全を守るよう行動することが重要であります。さらに災害による被害を減らすためには、自助・共助・公助の連携が大切であり、特に共助である地域住民による自主防災への取り組みが重要であると考えております。

次に、3問目の節電についての1点目のご質問にお答えいたします。

国の夏の電力不足への対応策及び九州電力の節電の呼びかけを受け、本市においても関係部署により始良市役所夏季節電対策連絡会議を開催いたしました。今後できることから取り組むことを協議、確認し、機器等の電源オフの励行や、ノー残業デーの設定などの具体策を職員に対して周知いたしました。

また、部長会を開催し、さきに職員に示した具体策に基づき、各部、施設管理者ごとに早急に節電に取り組むよう、あわせて指示したところであります。

その一環といたしまして、一般会計補正予算（第6号）の中で始良庁舎2号館の窓断熱工事費を提案いたしております。

3点目のご質問について、お答えいたします。

住民への啓発につきましては、広報誌及びホームページで市の対応を周知し、また、市民へも節電への協力を呼びかけております。

今後も国及び九州電力の対応策等の状況を見ながら、対処してまいります。

次に、4問目の介護問題についてのご質問にお答えいたします。

今回の事件は、家族介護の限界が言われるなか、社会全体で介護を支える趣旨で制度化された介護保険制度を利用されることなく、長年の献身的な家族介護の末におきた大変痛ましい事件で、新生始良市として、福祉サービスの推進に向けて地域、民生委員等と連携し、見守り体制の充実を図っていく中で、このような事件が発生し、極めて残念な思いであります。

この事件の背景としましては既に新聞等で報道されておりますが、当事者の方は平成11年に亡くなられた父親も介護され、その後も母親と姉の生活全般を支えながら、庭周りや居宅等もきれいにされ、近隣とのつき合いもしっかりされていたようであります。

地域の民生委員、在宅福祉アドバイザーも介護をされていることは把握してかねてから気にかけており、買い物などで会うたびに声かけをしておられ、そのたびに元気ですとの返答があったと聞いております。

姉の入所先の施設からも、また、母親のかかりつけ医からも介護認定申請を進められていたということで、介護保険制度については認識されていたと考えております。

人の心の中は推し量ることはできませんが、家族の介護は自分の責務という考えをお持ちのところ、自分自身も体調を崩し、将来を悲観しての事件であったと推測するところであります。

今回の事件は、行政に見えない部分での条件が重なった不幸な事件ととらえ、民生委員や在宅福祉アドバイザーの見守り、巡回対象も拡大していただくともに、現在、関係部署や医療機関等の協力を得て、介護保険制度の対象者となり得るような未申請者の把握に努めております。これらの未申請者への個別訪問を実施して、信頼関係を築きながら一歩踏み込んだ見守り活動の充実を図ってまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 3問目の節電についての2点目のご質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、国の節電方針が示された直後、5月下旬に管理職研修会を開催し、その中で学校での節電対策を示しております。

具体的には、必要のないときの教室の消灯、教室内の電化製品の不要時の電源コードを抜くこと、廊下・階段の不必要な照明の消灯などに取り組むこととし、また、定時退庁日を設定したり、最終退庁時刻の目安を示したりするなど、遅くまで教室等で照明をつけて仕事をするののないよう適正な

勤務時間の管理に努めるよう指導しております。

今後も教育活動の充実及び児童生徒の健康安全の確保を前提としながら、節電については繰り返し啓発を図り、学校の効果的な取り組みを相互に紹介するなど、市内小中学校全体としての電力消費の削減に向け、指導を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○14番（河東律子君） それでは続きまして質問に入りたいと思います。

まず、ごみの問題からですが、今、説明会をしたりしながら方式を決めてらっしゃるようでございますけれども、まず、蒲生町がもう済んだのかなと思っておりますが、蒲生町は何カ所、そして対象者はどういう方々、そこで出された意見というようなものをお聞かせください。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

対象者は旧蒲生町でございます。箇所数は今ちょっと把握しておりませんが、主な質問等についてでございますが、高齢者で車がなかったり、ごみステーションまで遠く離れているので出せない方もいるがどうすればいいのかとか、あと自治会未加入の方も出せるのかとか、なぜ指導員が必要か、また、何人ぐらい必要なのか。油の入った容器の取り扱いはどうするのか。そういったいろいろな質問が出されております。

説明会の箇所数については、32カ所でございます。

以上でございます。

○14番（河東律子君） 加治木、始良につきましては、まだだと思っておりますけれども、今まで蒲生につきましては、袋方式というようなことで可燃ごみのところで収集されておまして、一番の方式が変わるところかなあと思ったりしておるんですけれども、以前の3月の時点での答弁が蒲生町が187カ所の可燃ごみで収集している。それでよろしいですね。

そうしますと、今度新たにこの箇所はどのように変更されるんですか。

○市民生活部長（花田實徳君） 担当課長に答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課の前田でございます。

現在、187カ所の可燃ごみの収集所で今やっているところですが、地元の方々にご説明しているのは、今現在70カ所を予定しているところでございます。

○14番（河東律子君） まず、蒲生のことから伺いたいんですけれども、187が70になるということは、約3分の1に近くなるというようなことで、今、さっきご答弁いただきました高齢で離れているから運ぶのがというような心配等が多分にあられるだろうと思います。

それと、回数ですけれども、今まで毎回、ステーションで月4回ですか、収集されていると思うんですけれども、今回の資源物の回収は旧始良町あたりでは月1ということだったんですけれども、回収は新始良市ではどのような形になるんでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

これも収集日は月1回ということで水曜日というふうで、一応説明会では説明しております。

○14番（河東律子君） 月1回、そして187カ所が70カ所になる。蒲生あたりではかなり民家が離れているところもあるだろう。また、下場の民家がある程度密集しているところとのステーションの設定のあり方というようなものも当然配慮しなければならない点があるかと思うんですけれども、その辺の配慮はどのように、特に蒲生の山間部についてはお考えでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

高齢者等については、周辺の地域で若い世代の方がいらっしゃれば、そういう方たちの支援をいただいて、その決められた月の日に出さない場合は常設ステーションを設置しますので、そういうところに搬出してもらうという形を一応取る考えであります。

以上でございます。

○14番（河東律子君） 今、若い支援をしていただく方があれば、というようなことでございましたけれども、それで十分対応できるとお考えなのかどうか、これは後でお伺いしますけれども。

実はやはりこの資源ごみに関しては私のうちは走っていけばここから2分、一番近いところで町中なんですけれども、私の班に13戸、戸数があります。その班の戸数の中で後期高齢者に属さない方が3件なんです。あとは全部後期高齢者。というのは、区画整理が昭和30年代にできまして、その時点で家をつくられた方がそのままずっと住んでおりますと、みんな70以上80になりまして、昔は子どもたちが帰ってきましたよね。親が高齢になったり、あるいは仕事をやめたりすると帰ってきたんですけれども、町場でも子どもたちは帰ってこない。

それで、うちなんかはまだ近いですから、公園までみんなで協力しながら持っていけるんです。資源ごみ等持っていけない方は自治会長にお知らせくださいとか、隣の方が持っていくような協力体制をつくって、そしてまた、ステーションでいろんな会話ははずむし、安否確認というようなのもできまして、大変メリットがあって、これはもう私はすばらしい方式だと思っておりますから、こういったのをやめて別な方法をというのはあまり考えられない。ただ、蒲生の場合は初めてですよね。それに離れているということで、大変苦慮されるんじゃないかなと、その辺をやはり思いやって、最初ある程度やってみて、それから状況を見ながら若干ずつ変えていくとか、そういう方向ももしやってみられて、この70カ所が大変不便な方が出てきたり、とかすると考えていかなきゃいけないのかなと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

議員の仰せのとおり、今説明会が終わって、いろいろ質問等が出てきております。その中でいろいろ相談もしないといけない面もあると思いますので、そういった状況を踏まえながら、今後細かいところまではまた、検討していきたいというように考えております。

以上でございます。

○14番（河東律子君） 蒲生が70カ所に大体約3分の1近くに減るというのはわかりました。

加治木地区、始良地区の現在のステーションと、それから始良方式に変わった場合のステーションがどのように変わるのか。答弁では、始良地区での変更は常設ステーションの見直しであるというような答弁をいただいているんですけど、もう少し加治木と始良の状況についてお知らせください。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

加治木地区につきましては、議員仰せのとおり可燃物と資源物の収集場所が違いまして、現在、加治木地区におきましては195カ所で資源物を収集しております。始良地区におきましても195カ所の資源物の収集場所がございまして、これ等については現在、今、変えるということは考えておりません。

○14番（河東律子君） 加治木、始良においては今のままのところで行っていくと。ちょっとこの常設ステーションの見直しというのをちょっと詳しくお知らせください。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

現在、今、始良地区におきましては、帖佐の資源物ステーションで第2、第4日曜日に夏場で7時から10時に開設しております。それから、リサイクルセンター、こちらのほうが月曜日から金曜日10時から2時の間やっておる。

そして、加治木地区におきましては加治木総合支所でございますが、こちらのほうで常時土日につきましては8時半から5時まで土日だけでございますがやっておるところでございます、始良地区におきましてやはり回数が少ない、場所数が少ないということがございますので、このところを考えていきたいということでございます。

○14番（河東律子君） はい、了解しました。自治会の収集場所は変わらないということでございます。

それで、始良町の場合は計量をしたり、13種類を区分けしたりして指導員を大体一つのステーションに四、五人ぐらい置いて、そしてきちんとと言いますか、分別をしていくというのが定着しているわけですけれども、この指導員につきましては、今回は全市を通してどのような形で配置されるようになるんですか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

現在、始良地区におきましては議員仰せのとおり、4人から5人の指導員の方がついて計量までされているという状況でございます。今後、今、蒲生地区のほうにご説明しているものにつきましては指導員を2名から3名、できたらお願いしたいということと、それから当番制をひいて実施していただけないかというところで箇所数を少なくして、出る回数をできるだけ住民の方に負担がかからないようなふうを考えているところでございます。

実際、加治木地区におきましては、今、現在、各ステーションごとに指導員手当というものを出示しております、そちらのほうで加治木地区は対応して指導員が常駐しているということでございます。以上です。

○14番（河東律子君） 始良で大体、四、五人、蒲生でも二、三人ということ。加治木は今まで常駐という形で手当出てるんですけども、加治木は1ステーションについて何人の方が立ってらっしゃったか。

それから、この指導員の務め、仕事といいますか、指導員として立った場合にどういうことをしなきゃいけないのか。蒲生において新しくそういう、今までは可燃ごみに置かれていましたからなかったと思うんです。指導員みたいな方はなくて、それぞれ置いておかれたわけですが、今度指導員が新しく当番制でというのは全部の住民が交代するような形にとっていきたいというようなことだろうと思うんですけども、その指導員の務めというのは何だろうか。そして、そのことについて住民にきちっと説明をしていかなきゃいけないんですけども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

加治木地区におきましては、資源物の収集日は品目ごとに4回に分けてやっておるわけですが、そのときにネット、コンテナ等の準備をしていただいて、そしてそこにずっとついて1時間ほどだと思っておりますが、指導員の方がそこに立って、分別についての不良品、そういったものを指示されているようでございます。

そして、本来の指導員の務めでございますが、やはりトラブルが多いというのを私どももほかのところで聞いております。ただ、この蒲生地区で説明する中で、そういったことを聞いておられる住民の方から質問等がございました。私どもとすれば、リサイクルということを考えますと、自分にとって不必要なものを次のものに変えていくということが目的でございます。その指導員と住民の方々がトラブルということが一番懸念されることでございますので、そういった点につきましては指導員の教育をというか、レクチャーをしまして、そういったことのないように、今後は指導員の方へ住民の和をもってやっていただくように指導するつもりでおります。

以上です。

○14番（河東律子君） トラブルが起こったら大変困るわけなんですけれども、加治木の場合、今までお一人立っていらしたと聞いておりますが、それぞれ。1人で立つということは、大変指導と言いますか、指導員ですから指導しなきゃいけない。それが不都合が起こったときになかなかしにくい。指導員は一体何をやるんだろうか。ということになってくるわけです。今回は二、三人、加治木のほうも二、三人置かれますか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 今、加治木地区の説明会といいますか、自治会長様方の協議会のほうに諮っているわけですが、そこにつきましては今後は加治木地区も同じように市として統一を図っていきたいということを含んでおります。ただ、今現在、4回に分けていますので、それを1回で終わるといような状況に持ってまいりましたら、二、三人の立ち会いが必要かと思いますが、1種類の立ち会いでございますので、さほどそこまでは今のところではないのかなというふうに思っておるところでございます。

○14番（河東律子君） やがて統一されるとすれば、月1になっていくのかなというふうに思うんですけども、そうなった場合にやはり品物がふえてきますし、リサイクルをするということは、きち

んと分別をして、きちんと洗うべきものは洗ってということということがいい、いわゆるリサイクルするべきものを出していくということになるわけですので、この辺の例えば瓶の底に何か汚れがついているとか、あるいはその他プラが十分洗われていないとか。始良町の場合はその他じゃなくてペットボトルを出す場合には把手が材質が違いますよね。ペットとは違うわけですか、把手とかふたとか。そういったのはきちんと外してとか、それでペットだったらいいペットをきちんと出すんだと。その他プラだったら、その他プラとしての利用の仕方がありますので、そういうところまで私たちは住民の方々に指導して、高齢者の方々がペットの把手が外せないときには指導員がそこで外してあげるとか、瓶についているプラスチックのふたとかというのは、我が家でできないときには指導員がやはり取って、そしてプラと瓶に分けるとか、そういったようなことを始良の場合ではしているわけですね。そうすることによって、きちんとした品物がリサイクルされているようになります。

リサイクル業者のところに持っていったらダメダメダメと、こりゃいかなあ、こりゃいかなあ、という形でまた別のところに出されたりすると、これはリサイクルする率も非常に下がってきますし、どっちも難義をする。業者も難義をする。というようなことになるとと思いますので、やはり指導員の役目というのは何なのか、というところをきちんとお示しをして、そしてちゃんとした資源が出ていけるような始良方式というのをつくっていただきたいと私は思っております。

それから、始良町の場合にはやりましたのに対してステーションの委託料といいますか、それと出された資源ごみに対する還元金というのがあります。年間1,100万円ほど使われているわけですが、ご答弁によりますとその辺の還元金の見直しというようなものが出ております。その辺をお知らせください。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 今、現在、還元金のほう、始良地区のみ還付している状況でございますが、ここにつきましてはきちんと分別をされ、品質のよいものを出されている状況でございます。なおかつ、計量されましてきちんと何が何キロというふうに報告を受けているところでございます。それらにつきましては8年間という期間を経まして随分浸透してきたというふうに考えているところでございます。

ですから、そこらあたりにつきまして、今後、各——県内の市町村の様子等を見ますと、随分我々が考えているものとちょっと違うところがございますので、ほかの状況、市の状況を見ながら今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（河東律子君） これ以上議論しますとあと時間がないんですけれども。やはり指導員がきちんとそこで指導して、いい品物を出していくということにつきましては計量しなくても、計量するというのも大変労力が必要なんですけれども、指導員のいわゆる責務というのが大きくなりますか。でも、指導員の方々にきちんと声がけをいただいて、リサイクルするということはどういうことなのか、というのを住民全体にわかってもらって、そしてちゃんとそこで分別ができていないものは指導していくとか。やはり転入者もあるんです。

昔からもずっと何年もやっている方々はきちんとしてきていらっしゃるんですけれども、うまいのが出てこないのはやはり転入者なんです。そういう方に対してはやはりきちんと指導をしていかなければならない。だから、住民が責任を持ってきちんとやっていく、ということは何らかのやはり手

当とか、そういったものも考えておく必要があるんじゃないかなと、これは私の意見でございますので、考慮をしていただきたいと思います。

それから、ごみになるものをできるだけ減らして、そして地球環境に配慮した、いわゆる環境づくりをしていくというのが目的なんですけれども、旧3町においてリサイクル率というのは、どのようになっていますか。可燃ごみのことについては、お伺いしてここに数量が出ておるんですけれども。リサイクル率を旧町ごとにお知らせください。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。その資料については今、手持ちがございませんので、後ほどご報告したいと思います。

○14番（河東律子君） これは確認の意味で質問したんですけれども、私の資料では旧始良町24%、加治木地区が14.6%、蒲生地区が17.9%という、このような資料をいただいているんですけれども、やはりこのリサイクル率にすごく差がありますね。ある程度。大崎町あたりはリサイクル、このことについては日本一、一生懸命頑張っていっちゃいますけれども、恐らく大崎町がリサイクル率80%を超えていると思うんです。だから、町も住民も一生懸命大変な思いをして地球環境にやさしいまちづくりを進めようということをやってらっしゃるんですけれども、私も70%、80%にきなさいというのは言いませんけれども、やはりこの10何%というリサイクル率というのは低いんじゃないかと思うんです。恐らく集めたものの中から不良品が出てきたりとか、そういったものできちんと使えないというのも入っているのかなあと思ったりするんですけれども、やはりもうちょっとこのリサイクル率を上げて、そして地球環境にやさしい行政といいますか、あり方というのを考える必要があるんですけれども。このようにちょっと低い理由は何でしょうか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

議員おっしゃるようにこの地区ごとにパーセントが違うわけでございますが、こちらあたりにつきましては、やはり燃えるごみ等のほうに多分行っているものが多分にあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（河東律子君） それでは、今、燃えるごみのほうに行っているんじゃないかというようなお答えもありましたけれども、ということは、やはりきちんと分別ができていない面があるんじゃないかな。リサイクルのほうにちゃんと洗って、そして分別して出していく。例えば瓶を燃えるほうに出される方はいないと思うんですけれども、プラスチック類とかペットボトル類とか、そういったものが燃えるものの方に入っていくというようなことも考えられるんじゃないかと思えますけれども。

こうなりますと、やはり原点に帰らなきゃいけないと思うんです。分別、分別とか、そこだけじゃなくて、分別して集荷のしやすいやり方をしましょう、住民にやさしいやり方をしましょう、だけではなくて、いわゆるこの循環型社会をつくっていく、という原点をもう一度行政も含めて、町民の方々にきちっと勉強会してもらったり、お知らせをしていったりとすることが一番大事なことじゃないかなあと私は思っております。

例えば、リサイクル、今ここに私資料持ってるんですけど、ここでも言われましたスチールとか、

紙が何種類とかあるんですけれども、この中に含まれないけれども、もっとリサイクルができるんじゃないかと思うものがあるんです。ご答弁の中には剪定くずの堆肥化などを検討しておりますと出ておりますけれども、このことについてもう少し詳しくお知らせ願いたいのと、衣類がこれは物すごく重たくて、かさばって、これが今全部焼き場に行っているんです。衣類の分別はできないのか。その検討はされたことがないのか、お伺いいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

現在、今、剪定くずをどうにかできないかということで検討しております。これは実際、シルバー人材センターのほうで剪定を委託されますと、そちらのほうでは剪定くずをチップ化しまして肥料として出している現状がございます。ここらあたりについて研究してまいりたいと思います。

それから、古着のものが燃えるごみのほうに今、現在行っているところがございますが、今、市内の業者におきまして古着のリサイクルを提案がありました。これ等については今、実際有価物として買い上げるといことも打ち合わせを今しております、行き先としては東南アジアのほうではこれが立派にリサイクル品として使われているということ把握しておりますので、今年度から来年度には実施をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○14番（河東律子君） 衣類についても剪定木についても前々から検討事項として意見も出されております。シルバー人材センターがどうだこうだというのも、もう何回も答弁を聞いているわけですが、なかなか具体的にこのシルバーとの話し合いとかあるいはどうしていこうかというのが進んでいない。という感じがするんです。

私はさっき言いましたように、リサイクルというのは何するの、どうなの、何のためにごみの減量していくの、というようなところの原点に帰った行政のいわゆる住民に対する啓発というのもこの機会に再度やっていただきたいと思います。

次に入ります。防災についてはきのうも笹井議員も詳しく、湯川議員も詳しく質問されました。本日もまた、竹下議員、堂森議員、皆さんが本当に大きな津波に対する我々の生活というのはどうなるの、防災どうなの、避難はどうなるの、というようなことで関心を皆持っておりますので、一般質問に出したと思います。大枠、もう大体ある程度のことはわかりました。詳しいことについては専門家の方を交えて検討していくということもわかりました。

そこで1点だけ、一番最後のほうに答弁に書いてあります。いわゆる防災の視点なんですけれども、みずからの身の安全はみずから守るというのが防災の基本であり、住民はその自覚を持って平素から、平常時から災害に対する備えを心がけるという答弁をいただいているわけです。自主防災組織については、先ほどから答弁いただきまして、始良市で70.何%、県は恐らく80%を目標にしているのかどうか、何かそういう話を聞きましたけれども、自主防災組織が実際、この70%が本当に機能しているのかということなんです、問題は。私は80にならなくてもまだいいと思うんです。70でもいいんです。

ところが、町から自主防災組織をつくってくださいというマニュアルが示されました、以前。大体、始良町の場合も一生懸命自主防災組織表図、いわゆる組織づくりじゃなくて、組織表づくりをしているんです。

と言いますのは、先ほど申しましたように、私のところも高齢者ばかり、若い人は全部鹿児島と

か、国分とか、そういったところに昼間は働きに行っております。こういう組織をつくってください。何係、何係、何係、それに自治会長さんは一生懸命皆さんと役員さんと相談しながら名前を書かれるんですけども、いない人の名前ももちろんあります。よそに平日いっちゃって。それから、高齢者の名前も出てきております。それで、うちは防災組織をつくりましたって届けをしているんです。

ですから、実際機能している自治会での避難訓練みたいなもの、あるいは防災組織を呼んで勉強会をしているようなところ、そういったところがどれぐらい実際は機能しているのか、という調査をやはりしていく、追跡していく必要があると思うんですけども。その辺のところは旧始良町、新市になった今ですらできてないと思うんですけども、旧3町あたりではどうだったのでしょうか。ちょっとここに係がいらっしやらないかもしれませんが、わかる範囲でお知らせください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

旧3町それぞれの程度の機能していたかということにつきましては、現在、ここに資料持ち合わせておりません。申しわけございませんが、必要であれば後もって十分調べた上で報告をしたいというふうに思います。

なお、の中で先ほど若干申し上げましたけれども、22年度の自主防災組織の活動といたしましては、研修センターの利用団体は42団体、アドバイザー派遣要請が11回、それから市としまして防災訓練をしたところが8自治会ございます。それと消防本部におかれましては、避難訓練、消火訓練、救急救命講習等で608件されております。

以上でございます。

○14番（河東律子君） 詳しい資料は今のところ必要ありませんけれども、やはり追跡していきながら、いつ何が起こるかもしれないということがわかりました。地震も来るかもしれない、津波も来るかもしれない、そうしますと避難場所は台風の場合、大雨の場合の避難場所と地震のときの避難場所はこれは変わってくると思うんです。

今まで町がつくっていた避難場所、ここだよと思っていた、私たちのところは建昌小学校なんですけれども、これは津波には全然対応できないわけですね、大津波が来ましたら。そうしますと、住民にもやはりその辺の津波の場合、地震の場合、台風の場合、そういったような細かな、やはり今からは話し合いやら、勉強会やら、そういったものが必要になってくるのではないかと、ということで、そこら辺も含めた指導、そして研修会、細かな研修会、そういったものをしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

今回の地域防災計画でそのあたりも十分考えた上で避難所等の決定もしてまいります。また、避難所等の決定をしましたら、全世帯にお配りをする、周知徹底をしてまいりますということで考えております。

以上でございます。

○14番（河東律子君） それでは、次に要援護者、援護が必要な方々という方々をやはり一番は個別に1対1で、私はこの方を援助するんだというシステムがこれはできていかないと、いざというとき

には本当に機能しない。先ほどの答弁、私じゃない前の人の答弁でも、消防とか、そういった協力をもらいながらということもあるんですけども、もうこれは全域的になると消防はなかなか手が回らない。自主防災組織も先ほど申しましたようないろんな高齢化した状況もあるんです。

ただ、これはやっておられるのかどうなのか、お聞きしたいと思うんですけども、要援護者のリスト、そしてその援護者をだれが援助するのかという、いわゆる名簿づくりと申しますか、システムづくりとか、というのができているのかどうか、そこをお答えください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

名簿につきましては、現在できておりまして、3地区合計いたしますと1,329名の方が要援護者となられております。

議員仰せのとおり現システムと申しますか、組織ではこのような方々を根本的に支援することは不可能であるということは考えられます。そういうことから、今、先般の市報あいらでもお渡ししましたけれども、防災地域情報発信メールということで、これは全市民の方々に本来ならば登録をしていただきたいところがございますが、そうもいきませんけれども、お持ちの携帯電話、パソコン等からメール登録していただきまして、お持ちの方々に一斉に避難準備情報、そういうものを発信していくということで今、計画しております。

そういうことで発信したメールを受信された方々につきまして、近くにそういう要援護者等がいらっしゃれば手助けをしていただく。そして、行動に移していただきまして避難をしていただくということで今後対処してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○14番（河東律子君） これはやはり要援護者と支援者が顔が見える関係というのが大事だろうと思うんです。何かあったら私に言ってください。私も駆けつけますよとか、気をつけておきますからねという、これは一番近い方がいいわけですね。これは福祉のほうにも関係が出てくると思うんですけども、やはり例えば、河東という要援護者がおったときに、私のことをいつも気がかりをつけてくれているのは、ここの隣のだれさんとだれさんなんだという、そういう名簿づくり、やはり私はそれが必要じゃないか。災害のときだけではない、かねての安否確認というのも兼ねながら、福祉課あたりとも相談をしていき、リストづくり、両方にも使えるリストづくりっていうのが必要じゃないかなと思いますので、一応提言をしておきます。

それでは、時間が切迫してまいりましたけれども、節電のところについてです。

学校はいろいろ文科省のほうからも今回の地震を機に指導するようというようなことが出されておまして、それに対応するように教育委員会あたりでも指導をされているという答弁をいただきました。

現在、例えば先生方があまり遅くまで何か研究をしておられ、授業の準備をしているとか何とかというのがあると思うんですけども、その辺の大体の何時ぐらいまでには帰ってくださいよというような、今まで、その辺は何か話とかそういうのがあってるんでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 時間の設定につきましては、もうそれぞれの学校の判断に任せております。ただ、特に小学校の場合には職員室とそれぞれの自分の担当している教室と2カ所机があるわけです。

仕事を子どもたちが帰った後に自分の教室でやる場合が非常に多いわけです。それを10人おりますと10カ所電気をつけなきゃいけないということになりますので、極力1カ所で職員室で仕事をするようにとか、あるいはそういう遅くとも例えば7時ごろまでには帰るように、とかというのはそれぞれの学校で取り組みたいという、そういった節電対策をやっているというところでございます。

○14番（河東律子君） 学校の場合にはそういうような電気の使い方とか退庁時間のこととか、いろいろあると思うんですけども、やはり意識しながら常に学校長あるいは教頭を含めてチェックをしていくということが必要なんじゃないかなと思います。

それと、直接電気を消すとかというのには関係ないんですけども、緑のカーテンづくり、あれあたりは例えば壁にはわせることによって室内の温度を下げっていく。保健室とか、そういったところでクーラーが利用されておりますので、そういった部屋のところにはグリーンカーテンをしてクーラーの温度設定を上げるとか、いろいろできるんじゃないかなと思います。

質問はこれについてはいたしませんけれども、私も先日、建昌小学校にまいりました。そしたらアサガオの苗がきちっと鉢に植えられまして、恐らくそれがずっと壁にはわせるような形で、今準備を進めておられるんだなあ。昨年、各学校、若干回ってみましたけれども、昨年と比べると十分計画的なグリーンカーテンのあり方というのを各学校、全部回りませんでしたからわかりませんが、進めていらっしゃるんだなあ、そういったのをもとにしながら節電とか、エコとかっていう教育に十分つなげていただければと思います。

最後になりましたけれども、時間ありませんが、福祉課のほうにお尋ねをいたします。

今回の事件はいわゆる介護保険以前の問題なんですね。介護保険を知らないで利用しない人とかいろいろあるわけなんですけれども。この前、報道でも医療機関に協力を求めながら介護を利用ができるような人の掘り起こしとかっていうのをされたり、あるいは訪問をしていきたいというようなことでありますけれども、その訪問をする人、そして保健師さんあたりも活用するのか、人数は——保健師はこれで十分なのか、その辺をお聞かせください。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

報道等でもありましたように、一步踏み込んで意思疎通を図りながら介護保険制度等についての説明をしていかないとサービスは進まないのではないかとということで、まずは医療機関等の協力を得まして未申請者で、対象となるような方で未申請者が11人、それから認定は受けているけれども、サービス受けてないという方も35人ということで把握いたしましたので、まずはこの方々に対しまして包括支援センターの保健師あるいはケアマネージャー等が訪問いたしまして、それぞれ個別に利用していない、あるいは申請していない状況等について十分把握した上で対応していきたいというふうに考えております。

○14番（河東律子君） 保健師はこれで足りるんですか。

○福祉部長（小川博文君） 保健師は包括のほうに加治木、蒲生、始良とおります。

その保健師とケアプラン作成を担うケアマネージャーのほうにも協力要請をいたしまして、訪問したいというように考えております。

○議長（兼田勝久君） これで、河東律子議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。午後の会議は1時から開会いたします。
(午前11時53分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後0時59分開議)

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、19番、神村次郎議員の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 登壇

皆さん、ご苦労さまです。東日本大震災で避難をされている皆様にお見舞いを申し上げます。本市から消防職員を含め、現在も職員が派遣されておりますがご苦労さまです。

きょうは暦の上では夏至です。梅雨が長くなるのではと心配していますが、きょうは少し晴れ間が出て、市役所の職員の方々もほっとしているのではないかと感じているところです。川を見るとちょっとの雨で増水する、そういう状況でこれ以上の被害が発生することがないように願いたいと思っています。ところでございます。

去る19日はくも合戦が開催をされました。本市のほか、県内外のたくさんの参加者もあり、見学の方もいらっしゃったようです。改めてこの行事の歴史の長さ、これまでの先輩の方々の仕事の偉大さを感じた次第でございます。ますますの始良市内のこういった文化的な行事が伝統的な行事が発展することを願っているところです。

また、このくも合戦には市長もはっぴ姿で出場されましたが、隣の霧島の市長のはっぴよりいいんじゃないかと思ったり、そういうことでした。ぜひ、お広めいただきたいと思っています。ところでございます。

以下、4項目についてお伺いをいたします。

まず、地域防災計画についてでございますが、たくさんの質問がございました。かいつまんで済んだものについては省いていきたいと思っています。ところでございます。

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための地域防災計画が本年度見直し策定をされます。市民が安全で安心して暮らせる市政が望まれているところです。次のことについてお伺いをいたします。

自主防災組織の育成、強化は重要な柱ですが、市内の状況についてお伺いをいたします。

2番目、洪水、津波などのハザードマップについて。

3番目、老人や障がい者の避難誘導計画について。

4番目、原子力防災計画もこの中に入るのか、お伺いをいたします。

2番目、川内原子力発電所をめぐる問題についてお伺いをいたします。

東日本大震災は福島原発に被害を与え、いまだに終息のめどが立っていません。九州電力が川内市に立地する原子力発電所の対応についてお伺いをいたします。

1番目、3号機増設の白紙撤回は求められないか。

2番目、関係自治体連絡会の今後の対応についてお伺いをいたします。

3番目、本市に避難区域が及ぶ場合の対策についてお伺いをいたします。

4番目、放射線被害を最も受けやすい妊産婦、乳幼児の防災対策についてお伺いいたします。

3番目、住宅用太陽光発電補助制度についてお伺いいたします。

原発震災を受けて、再生可能なエネルギー、また、地産地消のエネルギーへの転換が求められています。住宅用太陽光発電補助制度を実施をすることはできないかお伺いいたします。

4番目、総合支所機能の充実についてお伺いいたします。

総合支所は住民サービスの低下を招かないように地域振興の拠点として、また、住民不安の解消などがあり置かれました。次のことについてお伺いいたします。

1番目、加治木、蒲生総合支所では県議会議員選挙期日前投票が4月6日からの実施になりました。理由についてお伺いいたします。

2番目、農業委員会は加治木総合支所では始良もですが、兼務となっていますが、これで十分な対応が可能なのか、お伺いいたします。

以下、一般質問席からお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、4問目の総合支所機能の充実についての1点目のご質問につきましては、選挙管理委員会のほうで答弁いたします。

1問目の地域防災計画についての1点目のご質問にお答えいたします。

本年4月1日現在、市内の自主防災組織の組織率は70.7%で始良地区が86自治会、加治木地区が50自治会、蒲生地区が13公民館で計149団体となっており、組織されている地域の世帯数は2万3,509世帯となっております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

さきの笹井議員のご質問にお答えしましたように、地域防災計画の見直しと同時にハザードマップの作成も行いたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本年3月に作成いたしました災害時要援護者避難支援プランでは、避難行動要支援者の避難体制等の整備や避難に必要な資材の確保、要援護者の状況に配慮した避難支援方法の普及及び避難支援訓練の実施、安否確認情報の収集体制にそれぞれ分けて策定されております。

4点目のご質問について、お答えいたします。

さきの河東議員のご質問にお答えしましたように、今回の地域防災計画の見直しの中では、原子力災害に関する事項につきましても記載してまいります。

次に、2問目の川内原子力発電所をめぐる問題への対応についての1点目のご質問にお答えいたします。

原子力発電の安全性が大きくゆらいでいる現状から、さきの本村議員のご質問にお答えしましたように、その安全対策が確立された状況には至っていないと言わざるをえません。そのようなことから、九州市長会としましても、市民の安全・安心な暮らしを守るという観点から、九州電力及び関係中央省庁へ要請を行ったところであります。今後におきましても継続して国及び九州電力へ要請してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

5月31日に開催されました連絡会は、防災担当者の連絡会であり、原子力災害について防災としてどのような対策等を講じることができるか、相互の情報の共有化をどのように図るかといったこと等を次回以降の連絡会で協議することとなりました。

3点目のご質問にお答えいたします。

さきの本村議員のご質問にお答えいたしましたとおり、地域防災計画に定められておりますその他の災害対応等に準じて対策を講じたいと考えております。

4点目のご質問にお答えいたします。

原子力事故により、放射性物質が放出されるような事態となった場合、放射性物質の量と気象条件により算出される住民への予測被ばく線量に応じて、住民に与える影響は大きく異なりますが、妊産婦、乳幼児に与える健康被害がより大きいと言われております。

万が一の非常事態においては、妊産婦、乳幼児だけで行動することは困難であり、成人の支援が必要なこと、また、コンクリート建屋への屋内退避とすることなど、特別な配慮を講じる必要があると考えております。

次に、3問目の住民用太陽光発電補助制度についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災による原発事故により、太陽光、風力などの再生可能エネルギー利用については、今後、開発、普及が進むものと考えております。

太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーの利活用は、環境保全の面から大変重要なことと認識しており、総合計画においても重要な施策として位置づける考えでありますので、今後、制度導入につきましては検討してまいります。

次に、4問目の総合支所機能の充実についての2点目のご質問にお答えいたします。

本年4月1日の人事異動により農業委員会の業務につきましては、始良農林水産課及び加治木農林耕地課の職員を併任で対応させることといたしました。

今回の人事異動では、蒲生総合支所における農業委員会の本庁機能を充実させるとともに、農業委員会分室における申請書の受理や相談業務等のサービス低下を招かないよう十分配慮いたしました。

現在のところ、おおむね順調に業務が行われており、今後とも関係課で連携を取りながら、事業の推進に対処していきたいと考えております。

今後、行政改革大綱に基づき、実施計画、定員適正化計画、組織機構再編計画、人材育成基本方針等を策定し、実施する中で、必要最小限の職員数による効率的な行政事務を行ってまいります。

○選挙管理委員会委員長（恒見勝則君） 4問目の総合支所機能の充実についての1点目のご質問にお答えいたします。

平成15年6月の公職選挙法改正により導入された期日前投票は、投票の当日に業務や旅行等で投票をすることが困難であると見込まれる選挙人が選挙の期日の告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所で投票することができる制度であります。

この期日前投票所を2カ所以上設置する場合は、1カ所の期日前投票所を除き、市町村選挙管理委員会が指定した期間に限り設置することができることとなっております。

県議会議員選挙の期日前投票所は、本庁及び総合支所2カ所に設置いたしましたが、加治木総合支所では、昨年執行された参議院議員通常選挙の期日前投票期間中の投票者数が、前半は平均投票者をすべて下回り、少人数であり、後半に大多数の方が集中しておりました。

また、3カ所どこでも投票できることから、加治木総合支所では4月6日から9日まで4日間設置いたしました。

近年、期日前投票制度も選挙人に浸透しつつありますので、投票率の向上を図るためにも、今後、近隣市町の実施状況等を見極めながら検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○19番（神村次郎君） 順を追って2回目の質問をさせていただきます。

地域防災計画についてであります。午前中も河東議員の質問の中にもございましたが、自主防災組織が機能しているのか、という質問がございましたが、私もここに視点を置いているんですが。今の状況の中で、今、室長が把握をしている中で先進的な取り組みをされている地域があれば、ご紹介いただいて、内容的にどういったことをされているのか、お答えいただきたいと思います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

私が危機管理課に来てからのことでございますけれども、白浜地区におきましてはこの前、警察署、消防署等の協力をいただきまして、避難訓練、土砂災害の発生があったということを前提にいたしまして、避難訓練をいたしました。

それから、星原自治会におきましてはこれも土砂崩壊の危険区域でありますけれども、山頂に石があるということ等から地域の皆様方と現地の山の頂上まで登って確認をいたしましたところでございます。主に私が就任いたしましたから、そのような活動をしております。以上でございます。

○19番（神村次郎君） 具体的な活動内容を少し報告いただきましたが、思ったようにこの自主防災組織が育っていないのではないかと。そういうふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

議員仰せのとおりでございます。今後、より充実するように努力してまいります。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 私は5月23日に気象台を含めた防災気象の講演会がありましたので、聞きに行きましたが、行政のほうからも行かれたと思うんですけども、奄美の豪雨、昨年10月の豪雨でした。あそこの豪雨災害で知名瀬地区というところが被災を受けたわけですが、ここの自主防災組織がございまして、ここが平成9年にできたんですかね。相当訓練などをされて、日常活動があって、あれだけの大きな災害で被害が少なかった。そういうふうに話がございました。

ここは、115世帯で320人です。平均年齢53歳、70歳以上が33世帯、24%、19歳以下が33人で10.3%。少子高齢化の地域です。豪雨災害を受けてあそこにはグループホームなどがあって、船を出して――奄美大島は船を持ってらっしゃるんですが、船を出してグループホームの入っている人たちを救い出した。そういう状況で、やっぱりいろんな訓練、講演会を聞いたりしながら実践活動としてああいうことができた。そういう報告がされました。ぜひ、そういうことに学ばなければならないと思っています。

始良市でも合併したんで、やっぱりよか町をつくらないけませんので、モデル地区を指定をするな

どして、この助成金を出しながら育成をしてみたらどうだろうかと考えていると思いますが、考えをお伺いいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

そのような今後、体制づくりができれば一番よろしいわけでごさいます、今後そういうことが可能であるかどうか、十分検討させていただきたいというふうに考えます。

○19番（神村次郎君） 命と暮らしを守るとするのは行政の最大の責務として、自助・共助・公助ありますが、やっぱり行政が最大の努力をして市民の命を守ることが大事だと思っています。ぜひ、ご研究いただきたいと思っています。

それから、ハザードマップの作成ですが、作成をしてみたいといったような答えをいただきましたけれども、なかなかやってみると大変な仕事になるような気がします。ぜひ、つくっていただきたいと思っていますが、時期的にはいつごろになるのか。ことしできるのかなと思いますが、お考えをお聞きします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

12月までに地域防災計画書を作成をいたすつもりでおります。それと並行いたしましてハザードマップのほうも作成をするということで考えております。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 一緒にできるのであれば幸いです、ぜひご努力をいただきたいと思います。

老人や障がい者の避難誘導計画ですが、なかなか、この障がい者の対応というのは難しいところがあって、やっぱり健常者から対応していくということになるようです。一つの例ですが、2010年のチリ大地震のときの津波警報が出たときがあるんですが、このとき、放送では1日中、津波の警報が出ていました。テレビを見ると字幕も出ない。手話の通訳もない。そういう状況で全然耳の聞こえにくい人、聞こえない人、コミュニケーションが取れない。いわば情報アクセス権といいますが、基本的な人権ですが、そういうことが侵害されるという状況です。

もう一つ言いますと、これは国会でも取り上げられた問題ですが、電車が不通になったアナウンスがわからずに電車を待ち続けていた障がい者もいます。これは東海村ですが、放射能漏れ事故で広報カーが街中を走り回っていたんですが、事故の情報が入らずにだれもいないコンビニで買い物をしていた聴覚障がい者がいました。こういう状況は油断をするとこういう状況になると思っています。今回の東日本大震災ではずっと手話通訳がついてましたけれども。そういう状況、油断をするとこういう状況になりますので、ぜひ、そういった配慮をお願いしたいと思っています。

それから、原子力防災計画を地域防災計画の中に取り込むということでして、河東議員の説明の中にも詳しく説明がございましたが、ぜひ、県の地域防災計画は当然入っていますが、始良市として地域防災計画の中に入れるということですので、これはやっぱり大事なことを判断をいただいたと思っています。ぜひ中身の濃いものにしていただきたいと思っています。

地域防災計画をつくるにあたりまして、ひとつ考えられることが総合計画とか、行政改革とか、こういったものは住民の意見を聞かれています、この地域防災計画の中では住民の意見を聞くとか、

そういったことはされないのか、お伺いたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今、防災計画作成時には、委員としていろいろな関係機関の方々の代表の方をお願いするということになっております。今回大きな見直しを実施するわけでございますけれども、その中で可能であれば各委員会の委員長さん方の出席もいただけたらということで、市民を代表してということでも考えられないか十分検討いたします。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） ぜひ、一般市民もぜひ中に入れたいと思っていますので、そこら辺どうでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今後、さらに検討いたします。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 避難所の話も今まで結構出てきましたが、私は体育館が避難所の役目を機能を果たすということが大事なものだと思っています。今回の東日本大震災でも学校の体育館が使われています。そういった状況で、鹿屋の体育大学の田口さんという方ですね、金メダリストですが、この方が言われていますが、鹿児島を襲った平成5年の災害のとき、鹿屋に帰るのに帰れずに国分に泊まったんだそうですが、体育館が避難場所の機能を果たす。体育館にいろんな、例えば、洪水、津波、台風、幾つか種類があると思うんですが、それを使い分けながら体育館を利用すると、そういうことになると思うんですが、体育館に食料とか布団とかその類とか、そういったものを保管をするとか。それから停電には発電機を置くとか、そういったこと。それから通信施設、こういったことも体育館に必要ではないかと思っています。学校の体育館を長く使うわけにはいきませんので、教育施設ですので、例えば始良の体育館とか、やっぱりそういったものを備えることも大事ではないかと思っていますが、どうですか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今、議員仰せの発電機等につきましては、必要な箇所から今後整備をしてみたいということで考えているところでございます。その他、通信施設等につきましては、今後防災無線も整備をしていく中で携帯型もデジタル化いたしますので、そういうものでも対応はできるんじゃないかということで考えております。あと、そのほかの備蓄関係につきましては、今後十分検討して、何らかのそういう手当てができるように努力をしてみたいというふうに考えます。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 体育館については私、前回の議会で加治木の町営の体育館をぜひどうかできないかとお話をしましたが、ここの体育館ですね、ぜひそういった避難施設として活用が十分期待をされるので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、今まで質問がたくさんございましたが、始良カルデラの火山活動、これはまだまだこの調査はされていない未整備な状況もあります。これはぜひ鹿児島県などに調査の要請をしていただきたいと思います。

それから、本県の被害状況の記録というのが残っていないのではないかと話でございます。本県は廃仏毀釈で構造物が、物というか一定の歴史的なものがなくなっている。そのことでこういった昔からの言い伝えが消えてる、そういう状況もございますので、ぜひ、防災計画をつくられるときには、そういった昔のことも掘り起こしてみいく必要があるのではないかと考えているところです。液状化とかそういった問題もありますが、始良公民館の北側には埋文の調査のときに液状化の跡が残ってまして、私も確認しましたが、そういう状況もありますので、ぜひ地域防災計画策定にあたってはぜひいろんな、大変な作業になると思いますが、漏れのないようにお願いしたいと思っています。

それから、原子力発電所をめぐる問題についてでございますが、3号機増設の白紙撤回を求められないかと、そういう質問をいたしました。回答の中に九州市長会として九州電力へ要請をすると、この要請をするということですが、内容はどのような要請するのかお聞かせください。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまの質問に関しては担当課長に説明をさせます。

○総務部秘書広報課長（久保博文君） 秘書広報課の久保でございます。

市長会といたしましては、大きく8項目を要請をいたしておりまして、1番目が、原子力関係施設の安全基準の速やかな見直し、それから2番目が、原子力関係施設の安全性の確保に万全を期すこと。これにあわせまして、EPZの検証とその拡大、原子力安全委員会の防災指針の見直し、3番目に、関係機関との連携を強化し危機管理体制の充実を図ること。それから4番目に、周辺自治体の住民の不安を解消するため、それらの連携に取り組むこと。それから5番目に、被ばく堆積土壌、大気、海洋にかかる影響などを含め安全基準の抜本の見直しを図るとともに、根拠のない風評被害が生じることのないよう適切な対策を講じること。6番目に、稼働中の原子力発電所については安全基準の見直し、それから防災対策の構築、今後の増設にあたって万全の防災体制の確立を前提に対応すること。それから7番目に、原子力災害のための避難対策や住民不安解消対策、防災資機材の整備等、地方公共団体の財政負担に対し国が財政措置を講じること。これらを含めた所要の立法措置を含めた法体系を整備することというような内容を含めまして、九州電力等にも同じ内容の要請をいたしたところでございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） 大体わかりましたが、私はここで白紙撤回という話を申し上げたのは、九州電力が電力の需要計画をしているんです。これがやっぱり過大に見積もられているのではないかと、そういうことを少しメモをしていますのでご紹介してみたいと思うんですが、3号機増設を白紙撤回ということですが、環境影響評価調査の中で、事業の目的の中で、これは九州電力ですが、電力需要は着実な増加が予想され、最大需要電力は平成32年に1,826万kWに達するとしています。これに対する電力の安定供給を図るため3号機増設は不可欠としています。

そして、最大電力需給バランスの表を掲載していますが、32年に供給の予備率と言います、予備を見るんですが、予備率が7.6%になっています。安定供給に必要な8%、九電は8%を維持をしたいと

言っていますが、これを割り込むんで、159万kWの3号機の増設をしたいと言っていますが、これをつくることによって、需要は15.7%に上がります。逆に言うと、電力の安定供給が達成できれば、つまり九電が安定供給に必要なだとしている供給予備率8%以上であれば、あえて3号機を増設する必要はないと思っています。

それでは、九電の推計どおり電力需要が増加をするのか。人口問題のこれは専門誌を見ると、沖縄を除く九州の世帯数は2010年に2030年比較では37万7,000世帯減少すると言われています。これは佐賀県の29万世帯に匹敵をするものであります。また、政府の長期エネルギー需給見通しでも、今後、消費量は確実に、電力の消費量ですが、確実に減少をしております。さらに、LEDなどの省エネ製品や九電以外の事業者による太陽光発電それから燃料電池などの普及・拡大を考慮すると、22年の計画にあります毎年10万kW、年平均0.87%の増加は必要ないということになります。

電力需要の面で見ると、政府は太陽光発電の導入目標を10年後の平成32年には現在の20倍、2,800万kW、燃料電池で1,000万kWを定めています。余剰電力買取制度や価格の低廉化に、ガスやそれから家電などの電力以外のメーカーがしのぎを削っている状況ですが、今後、こういった急速な普及・拡大が進むのは確実であります。

そのような状況から、電力各社が10年後までにIT技術で電力を安定的に供給をするスマートグリッド、ご存じだと思うんですが、電気の利用量を1カ所で集中制御をする、そういうものであります。県内でも2カ所ぐらい今試験的に実施をされているところですが、国内の5,000万世帯をこのメーターに切りかえる計画です。太陽光発電や燃料電池は電力以外の事業者による開発であります。この普及・拡大が進めば、九電以外の供給量が出てきます。燃料電池の10年後の導入目標1,000万kWは100万kWの原発の10基分に匹敵します。1基分で原発の代がえが可能です。九電の供給力はその余裕が出てくることになります。九電の計画では、平成29年に太陽光と風力など244万kWの設備量を見込んでいます。こういう状況からすると3号機の増設は必要ない、そういうことを言っています。これは県議会でもこういう議論がされていたんですが、そういう状況でございます。

今、なかなかわかりにくいところもあったと思うんですが、市長、私のこういう考え方ですが、市長はどういうふうにお受け取めになりますか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 我が国は工業立国であり、その貿易収支のほとんどを大企業の車それらの企業が貿易で利益を得て、そのことで我が国の経済の支えをしているということが大きな要因であろうということを考えます。そういう中で、電力需要ということはもう絶対に避けて通れない課題であろうというふうに思います。

そういう中であって、国がいろいろとエネルギー政策をお示しになるわけではありますが、今回の東日本大震災によります原発事故の事象をとらえられて、エネルギー政策が大きく転換されようとしているようであります。それらのことを受けて、今後の原子力エネルギー政策をどのようにしていくかということについては、近い将来、国からしっかり示されるのではないかというふうに思っております。それらの動向をしっかりと注視してまいりたいというふうに思います。

○19番（神村次郎君） 説明が早口で、少しパネルでもあればよかったんですが、そういう状況でありまして、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、放射線被害ですが、乳幼児とかそういった人たちに影響を与える。どういう影響がある

のか不明なのが一つ不安なんです。原子力の被害で全国各地に避難をされていらっしゃるんですけど、やっぱり不安があって、数字でなくて不安があって避難をされているわけです。女性の子宮に影響があるんだそうです。これは重大な話でして、ぜひそういったのも含めて、原子力の災害の問題については最大の、この時期しかないと思います、ご努力をいただきたいと思っています。

それから、学校の教科書についてですが、原子力発電所についての記述がどういうことになっているのか。あまり過大に安全を強調するようなものについてはやっぱりチェックをする必要があるのではないかと考えていますが、教育長どうですか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島 準一君） お答えいたします。

小中学校では学習指導要領にのっとって、原子力発電について電力資源の一つとして学習しておりますけれども、この原子力発電のことについての安全性とか危険性についての教科書における記述とかあるいは学習での取り扱いということについては行っておりません。

以上です。

○19番（神村次郎君） 私が言ってるのはぜひチェックをしてほしいと思ってるんですが、どうですか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島 準一君） チェックといいますと、教科書の内容等におけるものかと思いますが、学校現場におきましては、先ほど申し上げましたように電力資源の一つとしての取り扱いだけでございますので、それをまた一歩踏み出たようなことがないようなことについてはまた当然指導していくことになるかと思えます。

以上です。

○19番（神村次郎君） わかりました。ぜひ、改めてやっぱり確認をいただきたいと思います。

この東日本大震災は地震、津波は天災だけど原子力災害は人災だと言われております。ぜひ、それぞれの任務のところで最大のチェックをお願いしたいと思います。

次に、太陽光発電の問題ですが、なかなか太陽光発電、再生可能エネルギー今求められています、地産地消のエネルギーをとということで、風力とかそういった発電が求められています。

この太陽光発電の問題は市長のマニフェストに、私はこの質問を出してから市長のマニフェストを見てみたら、後に質問でもございますが、公共施設の太陽光発電それから住宅の太陽光発電ありました。なかなか実証されないところを見ると、なかなか大変なかなと。財政的な面とかあるのかなと思っています。県内で国、県補助はございます。国が1kW当たり7万円です。それから県は今もしています。国が少し今切れてるんですかね、そういう状況です。県が1kW当たり3万5,000円、霧島が1kW当たり3万円です。それから伊佐市が4万円、鹿児島市が4万5,000円、鹿屋市が1kW当たり3万円、西之表がことしから始めたんですかね。そういう状況で、例えば250万円ぐらいの施設を備えると、大体、国、県、市町村の補助で60万円ぐらいになります。

そういう状況で、結構県内の本土の市の中でもこういう助成制度をされているので、本市としても本気に取り組む必要があるのではないかと考えています。マニフェストに書いてあるんで、それなりの市役所内での研究はされていることと思いますが、ぜひ、できないのか、できないとすればどうい

った問題があるのか、お聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 具体は企画部長から答弁させますが、マニフェストに対する考え方でございますが、これは一応在任4年間ございますので、その中で実施できるもの、またその方向性を示すものといういろいろあるというふうに思います。そういう意味で、就任まだ2年目でございますので、そのことでまだ完全に実施できてないものも多々あります。そのことについても全体方向性は示していきたいと思いますが、この太陽光発電のことにつきましては、企画部長のほうで答弁いたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 太陽光発電事業に対する補助につきましては、先ほど市長のほうで答弁申しましたとおり、総合計画の中においても重要な施策ということで位置づけておりますので、今後、基本計画等の中で盛り込んでいくということでございます。

○19番（神村次郎君） 具体的に研究をされているということではないんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 答弁が足らずに申しわけないです。市民生活部と一緒に研究しておりますが、基本計画の中で年度的にお示しできるのではないかと考えております。

○19番（神村次郎君） ぜひ取り組みをいただきたいと思います。

これは鹿児島市がしてまして、地方紙に載ってましたけども、結構ことし多いんだそうです。やっぱり、こういった原子力発電の状況があって、再生エネルギーをとという国民の市民の考え方があると思います。ぜひご努力をいただきたいと思いますが、やっぱり問題は、現象的にあらわれていますが、伊佐市、霧島市、年間に10件程度です。なかなか購入価格が高い。これからの課題だと思うんですが、売電をする価格を、48円ですかね今、この価格の問題、それから企業の育成の問題、幾つか課題があって、もう少し何とかすれば、国でやっぱり一定のもう少しはまった取り組みをされれば普及するのではないかと、そういった難点がございます。ぜひ、研究をしていただいて、ぜひこういったことで、再生可能エネルギーを考える市民がそういった機会になればと思いますので、ご努力をいただきたいと思います。

それでは、4番目の総合支所の機能の充実についてであります。県議会議員選挙の期日前投票のことについてであります。

私、県議会議員選挙が告示をされまして、4月の5日の日に加治木の支所に8時半に行きました。行ってみたら大きな看板に、4月6日以前に投票される人は始良支所に行ってほしいということが書いてありました。あまりいい気持ちはしませんでした。そういう思いをされた人がたくさんいらっしゃるって、何でこういうことになったのか。これは不公平感があると思うんです。始良、蒲生、加治木、蒲生と加治木ですね。蒲生もそうだったと思うんですが。不公平感があるんですが、そこ辺はどのようにお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（榎田敏行君） 選挙管理委員会事務局の榎田です。お答えいたします。

先ほど委員長の答弁にもありましたとおり、期日前投票につきましては、投票当日どうしても業務とか旅行等で投票当日に投票ができない方等の例外的な措置でありまして、そして設置につきまして

も、2カ所以上定める場合は市町村の判断でということになっておるわけなんです、議員仰せのとおり先ほど申されましたが、本庁につきましては今回は4月1日から9日まで8日間、それから加治木と蒲生の総合支所につきましては6日から9日まで4日間設けたわけなんです、先ほど不公平感があるんじゃないかということでは言われましたけど、私どもは法にのっとっての設置をいたしております、一部不便をおかけしたことにつきましては認識いたしております。

以上であります。

○19番（神村次郎君） お聞きをしますが、どこで決めたのか、どういう判断なのか。県の選管の対応はいいという判断でしょうけれども。費用対効果とかそういった問題で決めたのか。これは費用対効果で、私は自分で言ってますが、効果があったとかなんとかそういう問題でもないと思うので、ぜひお答えください。

○選挙管理委員会事務局長（榎田敏行君） お答えいたします。

昨年行われました参議院選挙につきましては、前半の10日間は平均の人数を下回っておりまして、それを参考に今回、前半につきましては支所につきましては設置いたしておりません。それから、費用につきましては、2カ所を4日間短縮した費用につきましては約60万円ほどの経費が不用となっております。

○19番（神村次郎君） まだよく納得しません。私の質問は、総合支所の機能ということの中でとらえていますが、判断をやっぱり誤るといかんと思います。ぜひ、今後もこういうことになるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（榎田敏行君） お答えいたします。

今後につきましては、先ほど委員長の答弁にもありまして、期日前投票の制度につきましても選挙人のほうには浸透しつつありますので、投票率が若年層を中心にいたしまして投票率低下が叫ばれておりますので、投票率の向上を図るためにも、今後は近隣の市町、参議院選挙ではほとんどの市につきましては告示日以後半数の日程で実施いたしておるんですが、その実施状況等も見きわめながら検討いたしてまいります。

○19番（神村次郎君） 納得ができませんが、ぜひ、告示日の明くる日から加治木も蒲生もできるようにしてほしいと思います。

次にいきますが、農業委員会の総合支所の併任の問題です。農業委員会はものすごくやっぱり農地を守ると、そういう立場の農業委員会として、私も以前、加治木町議会時代に期間は短かったですが議会推薦の農業委員を経験をしました。合併前は、加治木の話ですが、職員は局長を含めて3名でした。臨時職員が1人いました。そのときは農業委員も13名体制です。農業委員は。公選は8人です。合併時になりまして職員が1名、臨時職員が1名になりました。2年目で、もう加治木と蒲生の農業委員会は畳むということになったみたいで、専門職員以外が1名ですという状況です。農業委員も減ってるので、ぜひ再考をお願いしたいと思っています。農業委員会の加治木の取り扱い件数、多いとは思いませんが、件数はどれぐらいの取り扱い件数なんですか。始良と加治木を簡単にお知らせください。

○農業委員会事務局長（田之上六男君） それではお答えいたします。

平成22年度の申請等の件数でございますが、3条関係が54件のうち加治木町が13件です。始良分室のほうは17件です。それと4条関係ですが、全体の32件に対しまして加治木の件数が4件、始良の件数が16件でございます。それと5条関係でございますが、105件のうち加治木分室のほうは16件、始良分室のほうは80件でございます。それとあと、利用権設定という小作契約関係でございますが、560件の件数のうち加治木分室が224件、始良が114件でございます。それとあと農地あっせん等がございますが、全体件数は26件のうち加治木分室が9件、始良分室が7件、22年度の実績としては以上のようにしております。

○19番（神村次郎君） 件数も結構多いみたいですね。相談業務ですので特にお年寄りが多いんです。苦情が寄せられていまして、始良のほうもですが、何で人がおらんとかという話です。それから、加治木のほうにも苦情が寄せられています。本来はこのサービスがどうなったのか、そして合併協議会の中で農業委員会のこの取り扱いはどうなふうに決められたのかお聞かせください。

○行政改革推進室長（木上健二君） お答えします。

今回の再編につきましては一部再編という形で変更したわけですが、組織図につきましては、今年度、組織・機構の再編ということで全庁的な取り組みをしたいというふうに考えます。合併時点の協議における総合支所のあり方というのは、合併協議の中では、総合支所においては利便性確保、行政サービスの維持・確保、いわゆる住民サービスが低下しない形で職員を配置するというふうに、そういうことから人数を充てるということでした次第です。

○19番（神村次郎君） 総合支所のあり方ですね、ぜひ、もう一回、私は前回でしたか、総合支所の機能の強化ということでお話をしましたが、予算がついて総合支所で仕事が充実した仕事ができるという状況になっていますが、人が減るという状況は本当にいいのかなと思います。加治木と蒲生に住んでいる人たちは、そこの役場に行ってやっぱり物を済ませたい、そういう気持ちなんです。若い人は始良支所に来りゃいいんです。そこら辺、行政改革このままやっぱりこういう格好で進んでいくのかお聞きします。

○行政改革推進室長（木上健二君） 先ほど申し上げましたが組織・機構の改革、これはもう行政改革ではやはり公益化、効率化というのを進めるにあたっては、どうしても進めなくてはならない項目であろうというふうに考えております。

ただ、総合支所においてはやはり住民サービスを低下させない、機能充実といえますか、それを重点的に、また地域振興これがどのような形でできるのか、そういうのを視点に今後、総合支所のあり方というか、そういうものを検討してまいりたいと。そして全体的な組織・機構の改革というのを今年度実施計画の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 総合支所のあり方、行政改革の大綱の中で夕べ読みましたが、やっぱり加治木と蒲生に住んでいる人はやっぱり不安であるわけです。合併そのものが、役場がその町からなくな

る、そこにやっぱり最大の欠点があるわけですし、そこら辺、ぜひ、やっぱりどんどん人が減っていくとなると、それなりにやっぱり対応を考えにやいかんというふうに思っています。ぜひ、合併1年目を迎えて人員の配置について、組織的にもこれで妥当なのか。それから、バランスのとれたよいサービスができているのか、ぜひ点検してほしいと、検証してほしいと思っています。

それから、これ以上総合支所の機能を落とさないようお願いを申し上げて終わります。

○議長（兼田勝久君） これで神村次郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10分程度。

（午後1時59分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時09分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、12番、出水昭彦議員の発言を許します。

○12番（出水昭彦君） 登壇

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

通告書の中でPFIというふうに表記しておりますが、皆さんご承知のとおり、公共事業の新しい実施方法の一つで、民間資金等の活用によるものということでございます。1番目のPFI導入の考え方につきましてお伺いいたします。

始良市はPFIを平成23年度当初予算で導入についての可能性調査予算が可決され、執行されようとしております。予算上程の際の質疑もなされました。また、4月21日には議会全員協議会でその説明を受けました。その際、デメリット、地元企業が参加できるのか、地元の育成はどうなるのか、特別目的会社（SPC）は本市内のみで実施できるのか、地域社会に対する貢献はどのようなものがあるのか、お隣霧島市はPFIをそれらを勘案して採用しないという態度をとっておられるなどの意見、質問が出ました。その際のご答弁では、それらを検討するための予算を議決してもらったというようなことございました。

現在、予算執行の途中でございますが、旧加治木町、旧蒲生では、このPFIにつきまして一部導入してきた経緯がございますが、始良市といたしましては、公共物の建設に対する新しい建設方法として次の4点のことにつきましてお伺いいたします。

1、PFI導入に際して始良市としての独自の導入ガイドラインを設けるのか。2、今後の公共工事はすべてPFI導入を検討するのか。3、PFI導入により企業体力が大きくなければなかなか参入できずに、市内業者の公共工事に入札参加することが困難になるのではないか。4、PFIの契約期間はそれぞれ長期にわたると考えられるが、その長い期間に対しての保証は担保されるのか。

次に、在宅介護者家族の心のケアについてお伺いいたします。

この件につきましては、この一般質問の際、2名の方が同僚議員が質問され、また私、後にもお一人質問を出されております。今回、一般質問の通告を出す際に、この事件の深刻な状況を考えますと、在宅介護者家族の方が抱える苦難を、私などがこのことに関して軽々に質問して果たしてよいのかと

思いましたが、多くの市民の方々が受けられた、なぜこんな悲しいことが起きたのかという気持ちを少しでも何とかならないのかと考え通告いたしました。

在宅介護者家族を支えるため、民生委員をはじめ地域包括支援センターなどいろいろな支援体制はとられていると思いますが、在宅介護者家族が一人思い悩むことのないように、その悩みを相談を受けるいのちの110番のような介護110番は機能しているのか。

介護の悩みはなかなか他人に話すことができずに、勢い一人で悩むということになりがちです。自分の抱える悩みをどうしたらよいかかわからないという状況に多くあるようにお見受けします。そこで、始良市独自の介護相談110番を設置できないのか、今回のような事件が二度と起きないようにどのような対策が講じられるのかお伺いいたします。

席をかわりまして2回目の質問をいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

出水議員のご質問にお答えいたします。

1問目のPFI導入の考え方についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、斎場、小学校及び消防庁舎の整備手法の一つとして、PFI手法の導入可能性調査を行っておりますが、公共施設の整備においては、あらゆる手法を検討する必要があるとの考えのもとで実施しているものであります。

PFIによる整備手法を検討する際には、公共事業の導入におけるPFI手法の検討を行うための活用指針やガイドラインに照らし合わせて行う場合があります。

現時点では、始良市独自のPFI導入のガイドラインを作成する予定はありません。

しかしながら、今回のPFI導入可能性調査において、PFI手法の考え方をもとに、従来型との比較検討を行う中で、PFI手法による事業導入が効果的であると考えられる事業目的や運営方法、事業規模などが想定されます。

そのため、今後の公共施設の整備においては、これらを考慮した上で個々に検討していきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

PFI手法による施設整備を行う場合は、PFI実施のために新たに設立される特別目的会社に施設の設計、施工、維持管理及び運営などのすべての業務を請け負わせることとなります。

市内事業者は、この特別目的会社の構成企業となることや、協力企業として参加することが可能でありますので、参入の機会は従来の手法と相違はないものと認識いたしております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

全国的なPFI手法による事業実績によれば、一事業の事業期間はおおむね15年から20年程度が一般的であります。

この期間中は特別目的会社によって設計、施工、維持管理及び運営が行われることになり、その期間中は自治体の責任において指導、監督を行うこととなります。

また、特別目的会社は事業受託に際して、金融機関との間で融資契約を結びますが、自治体はこの金融機関と直接契約を行うことにより、万一、事業期間中に特別目的会社の事業実施状況や経営状況の悪化が予見される場合には、早期にこの金融機関による特別目的会社の事業実施体制の立て直しや

経営への介入が可能となり、事業完了は保証されるものと考えております。

次に、2問目の在宅介護者家族の心のケアについてのご質問にお答えいたします。

在宅介護者家族の介護につきましては、議員が言われるようにさまざまな労苦の中で懸命に介護をされているものと考えております。

相談支援体制としましては、地域包括支援センターを中心に随時受け付けており、平成22年度のセンターでの相談実績は延べ3,859件あり、うち介護保険等に関する相談が3,053件でありました。

地域においては、民生委員・在宅福祉アドバイザーの方々に相談窓口としての一翼を担っていただき、連携を図っております。

また、今年度導入いたします緊急通報体制等整備事業において、コールセンター方式を実施することとしており、24時間介護相談等にも対応しますので、この事業も推進しながら、相談窓口のさらなる充実を図っていかねばならないと考えております。

始良市も発足2年目を迎えましたので、これまでの支援体制が市内全域に浸透しているのかということについて検証を行い、ご質問の介護110番につきましても、今後の検討課題とさせていただきます。

なお、今回の事件を踏まえ、まずは緊急の対策としまして、さきの河東議員のご質問にお答えしましたように、民生委員や在宅福祉アドバイザーの見守り・巡回対象も拡大し、関係部署や医療機関等との協力を得て、介護保険制度の対象者となり得るような未申請者の把握に努めております。これらの方への個別訪問を実施して、信頼関係を築きながら、在宅介護者の支援の充実を努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○12番（出水昭彦君） それでは、PFIの①導入ガイドについてお伺いいたします。

PFI方式で一企業にその事業を委ねるといことは、その事業所を信託するというふうな考え方になるかと思えます。その際に、その事業を導入するかしないかということの明確な基準で判定する必要がある、これは当然なことであると思えます。その明確な判定基準というものをガイドラインの作成することが予定がなくして示すことができるのか、お伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。

ガイドラインに基づいてするのかという質問でございますが、今回の消防、斎場、小学校につきましては、事業内容が決まっております。そういうことで、この事業導入をPFIをどうするかというのはガイドラインと違いまして、個別の事業としてとらえまして、その事業が従来型でした場合の経費と、PFI手法と言われる民間の事業を導入することでどちらが経費的に安くなるか、それからまた、サービスの向上が望めるかということでの導入可能性調査でございます。

議員仰せのガイドラインというのは、始良市がその事業を導入することについてのある一定のラインをどういうことをするかというのをつくることですが、そのガイドラインにつきましては、今回の事業で大枠のPFIがわかりましたけれども、ガイドライン作成につきましては、大幅なまた時間も要するというので、現在のところはガイドラインは作成するという考えはございません。

○12番（出水昭彦君） 本日は一般質問でございまして、PFIの導入を始良市が新たに検討に入ったということで、そのことをお伺いしてるわけでございます。

ただいまございましたことは、結局、平成23年度当初予算の導入可能性の予算、それについてはなるほど今おっしゃられた個別の事業内容の精査にかかるということになるかと思いますが、PFI方式というものを始良市が採用するという点に関しましては、やはり明確な基準というものが不可欠なのではないかということでお伺いしております。似たようで若干違うのではないかというふうに考えます。

このPFIの方式というものを始良市が今後採用していく上では、やはり公正なガイドラインを早く提示するということがぜひとも必要なことではないかと思っております。再度お伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 今後のガイドラインについての件につきましては、担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） 企画政策課長の諏訪脇です。お答えします。

ガイドラインを策定する考えはないかのご質問でございますが、先ほどありましたように今回の導入可能性調査では、それぞれの施設の基本構想、基本計画を策定し、整備手法としてPFIの手法が従来の手法かを検討しており、その仕事をする中で職員としてもある程度のノウハウ、いわゆる知識、技術は取得したものではないかというふうに今考えております。

今後、導入に関するガイドラインの策定につきましては、現時点では考えておりませんが、当分の間は個々の事業についてケース・バイ・ケースで検討していきたいと、総合的に検討していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○12番（出水昭彦君） 同じことの繰り返しになりますのでそれは避けたいと思っております。ただいまのご答弁は①、②、両方に当然かかってくるわけでございます。当分の間は個々に検討ということでございますので、その範疇でできる作業でございましたらそれでよろしいかと思っておりますが、先ほど来申し上げるように、PFIという新たな公共事業に対する考え方でございますので、ぜひとも早い間に始良市としての確固たる明確な基準を出していただきたいというふうに思います。

今度は②の一部になりますが、このPFI導入の検討をする際には、指名競争入札に至りましては、入札の選考に指名委員会等の判断を得るといような手順を始良市としてはとっているというふうに思いますが、PFI導入の検討の際に、そのような機関等の設置は必要ないのかお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 実際にPFIを導入するときには、この後、アドバイザー契約と申しまして、実際の事業をするときに長期にわたりますので、その事業者等の契約それから金融機関との契約、入札関係の契約等がございます。そのアドバイザー契約の中で検討いたしますが、PFI導入に関しては、入札についての選定委員会なる特別の委員会が設置されているようでございます。全国の例では、外部の委員が入った委員会になるかと思っております。

○12番（出水昭彦君） それでは、その際の考え方として、現在、指名競争入札等を行う際には、ちょっと言葉は悪いですけどもランクづけなるものをして、それで入札の額等に関しまして判断されておられますが、そのような指名競争入札等で行っている手法もこのPFIに関しましても行われるの

かお伺いたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） PFI導入に関しては、指名競争入札とは違いまして、平たく申せばプロポーザルと似たようなもので、市の目的とする事業を総額四十数億円と3つを合わせますとなった場合に、それを提示して、この事業に耐え得るような事業者であるかということを見ることと、それから、その事業内容をどのようにするか、設計書まで含めての提案を受けるもので、通常の入札とは非常に異なるものと考えております。

○12番（出水昭彦君） ただいまアドバイザー契約方式、またそれが今までのいわゆるプロポーザル方式・提案型というものに近いというようなご説明でございました。そうなれば余計、この契約をする際の透明性を高めるというのは必要になってくるのではないかというふうに思います。

例えば単純に、Aというものが定価100万円のもの80万円である、85万円であるというような比較をするだけであれば、非常に明快なわけでございますが、プロポーザル・提案型となってくると、建物の提案あるいは維持契約の方法の提案、そのようなものも加味したもの、またそれに請け負う会社の信用度合い、それ等の判定というものもまた必要になってくるということでございます。これはやはり1で申し上げた点、1、2で申し上げた点が非常にやはり今後必要になってくるのではないかというふうに考えるわけでございます。

指名競争入札の方式とは明らかに違うということでございますが、やはりその中からも学び得ることがあるわけでございまして、透明性を高めるということはさらに必要になるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。

透明性を高めるという意味からは、外部の委員も入れた中での判定ということになりますので、より透明性が高められるものと思っております。

○12番（出水昭彦君） それでは3番目の項目、③です。PFI導入によりまして、市内業者の参入が困難になるのではないかという点につきましてお伺いたします。

このPFIを契約する際には特別目的会社（SPC）を設立し、それにはまず、資金調達をして設計、建設を行い、次に維持管理、運営を長年にわたり行う、このような手順でいくというふうに理解しております。この際に、設立のスタート時点の資金調達の段階で豊富な自己資金を持たない多くの企業にとりましては、金融機関の融資契約のハードルを超えなくてはならないという問題が発生します。果たして多くの市内業者が——これはもう失礼と言われればそれは甘んじて受けますが、果たして多くの市内業者が事業参入に至るのかどうか。余裕ある資金の状況にあるという事業所がどのくらいあるのか、そのようなことを考えますと、市内業者がなかなか参入できないという状況に至るのではないかと懸念するわけでございますが、いかがでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいま議員仰せのとおり、そういうデメリットがあるというのは承知しております。ただ、地元経済への配慮というのは不可欠と考えておりますので、どのような、参画する、参入できるか、そういう手法も含めて検討中でありまして。

そういうことで、事業者の選定の評価というのがあるんですが、その際に、評価項目として地元経済への配慮の項目を設けるなどそういうことで、全国の例ではそういう例がございますので、そういうことを含めて勉強しております。

それから、現在、地元業者には土木、建設の業種のBランク以上の19社の方々の勉強会を既にしており、現在、建築の業種の5社につきまして、個別にいろいろな問題点、課題等をお聞きして、どのようなことになるかということを含めまして調査しているところでございます。

○12番（出水昭彦君） 冒頭で申し上げたように、4月21日の全員協議会でこのPFIにつきまして我々はレクチャーを受けました。その際に同僚議員の多くの中から、地元育成、地域社会への貢献、これらを考えての霧島市はPFIを採用していないという状況等がちょうど2カ月前にいろいろな意見として出されました。予算執行をしてきてこの2カ月の間、今回一般質問を私が上げました間に、これらのものに関しまして回答あるいはそれらに答え得るものが出たのかどうかお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいま議員仰せの点につきましても、現在調査をしているところでございまして、7月の末にはその報告書が参りますので、その時点で判断できるものと考えております。

○12番（出水昭彦君） 先ほど来のご答弁の中でいろいろ出ております。この地元へ対する育成という考え方、これは競争をして、競争原理の中でコストダウンをするという考え方とは若干意味合いが異なることかもしれませんが、公共事業の抱える一つの社会的な意義というものも考えますと、これは十分考慮していかなければならない問題だというふうに考えます。

そういった中で、先ほど今示されました（仮称）松原小学校、火葬場、消防署等の建築につきましては個々に検討していく、また近々の問題につきましても個々に検討していくというように申されましたが、その個々に検討していくというものの中に、先ほどの地元育成等を考えますと、PFI導入と従来型とのすみ分けというものができるのではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいま議員仰せの点もあろうかと思いますが、今回の調査では最初からPFIありきではなく、PFI手法も含めて従来手法とどちらが経費的に安いか、また、始良市の事業展開としてどちらがいいかというのを含めて検討しているところで、実際、その検討の一番重要なポイントとなるのは、VFMと言われる手法の一つで、従来型でありましたら初期投資ということで、多くの一般財源が必要ですが、PFIになりますと15年から20年という長期にわたります。そしてまた運営もしますので、その間の費用を現時点でどちらが経費的に安いかというのを求めることと、それから、将来にわたりますのでリスクというんでしょうか、危険ないろんなものがありますので、その面等もいろいろ考慮して、どちらがいいかというのを判断していくことになろうかと思っております。

○12番（出水昭彦君） 次に④にかかってくるんですけども、PFIというものは先ほどご答弁のとおり、10年から20年と一般的に長い契約期間にわたり維持管理、運営をしなければならないものでございます。この長い期間の保証が万全になされるのかにつきましてお伺いいたします。

さきの4月21日の全員協議会で私どもが資料をもらいまして説明を受けました指宿市の道の駅彩花菜（さかな）館、総事業費約12億3,000万円、建物といたしましては3億6,500万円だったんです

かね、につきまして、この指宿市はP F Iの事業期間を平成15年11月17日から平成31年9月30日まで、維持管理につきましては平成16年の10月1日から平成31年の同じく9月30日の15年間という契約を結ばれておりますが、この請け負ったS P C、(株)サニーケーブルの中心的な企業大木建設(株)につきましては、平成16年3月に民事再生法の適用を申請し、負債総額767億円、同年平成16年5月、東証及び大阪証券取引所上場廃止というような状況にあらわれました。その後別途会社で再生がなるというような形であったようでございますが、私どもが資料提供を受けましたこの事業につきまして、指宿市の当時の状況または現在の対応についてお伺いしていることがございますか。

○企画部長(甲斐滋彦君) 指宿の道の駅の件については、担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長(諏訪脇 裕君) 指宿市に関しましては、職員が4名研修に行っております。その中で、この道の駅とそれから丹波小学校、その2つの関係について研修に行っておりまして、この道の駅の件に関しましてもお話は伺っているところでございます。

以上でございます。

○企画部長(甲斐滋彦君) 議員のご指摘のS P C・特別目的会社が破綻した場合のことを言われていると思いますが、この件につきましては、実際P F Iするとなりましたら、その特別目的会社と契約をするわけですが、それとほかに金融機関、そのS P Cが資金を調達するその金融機関との間の直接契約によって市は契約をします。この金融機関がその業績等を常にチェックする体制がありますし、市もまた一緒になってチェックします。全国の例で見ますと、つくるときに破綻したところはこの金融機関等が入ってしております。

それから、全国の破綻例は、運営の15年から20年にする間に収入が足らずに破綻した例が多いようでございます。始良市の今想定しています3つの事業については、シンプルな事業ですので、そういうことがないようにということを含めて、現在、調査・研究しているところでございます。

○12番(出水昭彦君) ただいま指宿に関しましては調査・研究されてるということでございます。たまたまと申しますか、県内でこのP F I方式によるこのような事例が発生したわけでございますので、もって他山の石となすというように、これは十分、悪い例と申しますとちょっと言い方が悪いかもしれませんが、として参考としてできるようにしていただきたい。

その際に、建造物の瑕疵が生じたらどうなるのか、また、新たな三セク等の似たような問題になるのではないかというような懸念も当然発生してくるわけでございますが、それ等については十分研究していただきたいというふうに思います。

P F Iの件に関しましては、先ほど来、明確な基準の提示というものを申し上げております。いろいろな案件が当然出てくるわけで、新たな取り組みに当然ありますいろいろな課題というものは出てくる、それはそれぞれ取り除くといいますか克服していくという考え方でよろしいわけでございますが、十分あたっていただきたい。

そういった中で、このP F Iの契約ができるという状況につきまして、市としてこの契約を受ける際に、始良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の2条の3の部で、このP F I方式を受け入れることができるというふうにとらえておられるのか。また、それではなくて、新たな

このPFI方式の受け皿としての条例を設置する考え方なのかをつけ加えてお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員仰せの点については、ちょっとまだ勉強不足でございまして、後日、資料を提供したいと思います。

○12番（出水昭彦君） PFIの導入につきましてをはるる申し上げましたが、繰り返しになりますのでもう言いませんが、そのような事柄につきましてぜひ今後、ご示唆いただきたいというふうに思います。

次に、在宅介護者の心のケアにつきましてお伺いいたします。

先ほど、午前中の同僚議員の質問の中のご答弁の中でも、個別の訪問等やいろいろな体制の充実というものを考えていかれるというふうにご答弁がございました。当然そういうことも今後やっていただきたいというふうに考えるわけですが、この事件の特別な要件を申し上げるわけではなくて、介護をしなければならない家庭の抱える悩みといたしましては、その悩みを打ち明けることができない、できないと申すのが、知識として知らないからできないということもございまして、知識としては知ってるけども心情的にできないという、非常に厄介な問題が含まれてるというふうに思います。

非常に私ごとで恐縮なんですけど、私も、昨年亡くなりましたがちょっと母を病弱で抱えておりました。病弱な状況が長く続きますと、やはりいろいろな心配で、ちょっとわけのわからないことも言ったりとかいうようなこともございました。そういった中で、要介護認定を受けて支援体制は一部とられておったわけなんです。で、その介護に実質、介護というまではなかったんですけども、日常のことにあたるのは残念ながら私よりもうちの者が多かったです。私は仕事柄と申しますか、この介護のことに关しましての知識は一般の方よりは持つてるつもりでございまして、そのことも十分うちの者にも話をしたつもりではございましたけども、介護支援の中で在宅訪問を受けていろいろな支援が受けられるんだということを言いますと、やはりびっくりしたことに、人が来てうちの中に来るのは嫌だと言われてしまったんです。ちょっと愕然としたんですけども。それが一般的な受けとめ方なのかというふうに思うわけです。

私どもは、我々は、特にこの介護のこと等について専門的な知識としては知って、いろいろなことは方法として、方法論も知ってるわけなんですけども、なかなかそれが浸透するというのは難しいことなんだなというふうに改めて感じております。

この悩みを本当に抱えてる方が相談できる、特に匿名で相談できるという方法というのは非常に大事なのではないかというふうに考えます。話が相談があっけらかんにできるぐらいだったら、もう悩んでるということには事実上ならないわけがございまして、悩んでるからこそ話すこともできない、口を開くこともできないという状況があられたのではないかと、これはわかりませんが、そういうこともあるんじゃないかというふうに考えるわけがございまして。

そういった中で、そういうどんな問題でも、あ、こんな問題も相談すればいいんだ、電話でして、我が名前を言わんで匿名で、実は私はちょっと名前を言いたくないんですけどもこういう悩みを抱えてるんですという相談する方法があるということを知らせるということが、先ほどいろいろな施策の充実というのにあわせて、そういうことも必要なのではないかとこのように思い、今回質問を上げております。そのことに関しましてご答弁をいただきたいと思っております。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもございましたけれども、介護保険制度が平成12年にスタートいたしまして、そのときの制度の趣旨としましては、当然そういう核家族化の中で家庭介護が行き詰まるということのできた制度でございます。

既に10年を経過して申請件数等も伸びてきている中で、今回このような事件が起きたということで、私どもも大きな衝撃を受けているところでございます。

答弁でも申し上げましたが、包括支援センターというのが平成18年度に制度ができて、始良市域では平成19年度からスタートしているわけでございますけれども、その中で、相当の相談の件数はあるわけでございます。介護に関する相談もたくさんございます。

昨年実施しました高齢者実態調査等におきましても、始良市の介護への満足度というのはほぼ80に届くぐらいのパーセンテージで満足という回答も得てる中ではございますが、今回このように、介護保険の申請をしなかったのはなぜかという刑事の質問に対しまして、親の介護をするのは子どもの責任ですと答えられたという方がいらっしゃったということで、私どもも、この介護保険は利用したい人が申請するという申請主義ではございますが、待っている姿勢ではなかなか家族介護者を支援できないということを今回痛感いたしましたので、まずは、そういう相談窓口を設置するというのも大きな手法ではございますけれども、まずは出向きまして、個々の状態をお聞きして、信頼関係を結んで、そこからスタートするのが先決ではないかという結論から、今回こういう答弁をさせていただいたところでございます。

議員ご指摘の介護110番等の専門のものにつきましても、当然今後、そういう個々の方々からの事情聴取を受ける中で、そういう窓口があればよかったというような声もあろうかと思っておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

○12番（出水昭彦君） 私もただいまご答弁で伺いました出向いて行ってという、いわゆる能動的な対応というものも当然充実させるべきだというふうに考えるわけですが、それにあわせて受動的なことも、重い口を開いていただくという、先ほどと重ねになりますけれども、匿名制でお話をしていただけるという場を持つ、そういう方法を知っていただくということをぜひやっていただきたいと思っております。

夕べのニュースあるいはきょうの新聞等にも、この事件が承諾殺人罪での追起訴をされたということでございまして、この持っている意味というのはまことに悲しいことだというふうに思います。このような事件が二度とないように、ぜひいろいろな場で頑張って、いろいろな対応をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（兼田勝久君） これで出水昭彦議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10分程度。

（午後2時55分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 04 分開議)

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、18番、玉利道満議員の発言を許します。

○18番（玉利道満君） 登壇

私は、去る2月に発表されました始良市行政改革大綱及び環境問題に関連して質問をいたします。

市長は、目指すべき行財政運営として、地方自治を取り巻く環境がどのように変化しようとも、あるいは社会全体が大きな変革に直面しようとも、市は市民の生活と生命・財産を守り、豊かでふれあいに満ちた地域づくりを進め、始良市民としての誇りが持てるまちの実現を目指します、このように力強く述べられております。何のために行政改革をするのか、何のために総合計画を策定するのか、それは市民の生活と生命・財産を守るためにある。これを念頭にまず行政改革大綱に関連して4点伺います。

まず1点、目指すべき行財政運営の姿を、市民満足度の向上、健全な財政運営の2つにあらわすとされているが、具体的にどのような指標で示すのか。

2点目、行政改革大綱は示されたが、実施計画はどのように策定しているのか。

3番目、総合支所のあり方として、住民自治を促進することを視点、このようにしてあるが、どのようなことか。

4点、支所長の果たす役割をどのように考えているのか。

次に、環境問題でございますが、環境問題は市政において重要な視点であり、とりわけ最終処分場のあり方については、環境問題の基本的課題であると認識しております。繰り返し伺っておりますが、吉田清掃センターの処理についてどのような進展があったか伺います。

以上について伺います。以後は質問席からといたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

玉利議員のご質問にお答えいたします。

1問目の行政改革についての1点目のご質問にお答えいたします。

行政改革大綱では、社会全体が大きな変革に直面しようとも、始良市は市民の生命・財産を守り、豊かでふれあいに満ちた地域づくりを進め、市民としての誇りが持てるまちの実現を目指すこととしております。

行政改革大綱の実施計画では、本市の最上位計画として位置づけられる現在策定中の総合計画や中長期の財政計画などと整合性を図り、健全な財政運営が図られるように、各種財政指数や歳入歳出については明確な数値目標を設定してまいります。

財政指数以外の指標については、事業評価等により重要度、満足度などを指標化しなければなりませんので、どのように指標化していくかは今後検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

行政改革実施計画の策定につきましては、今月職員で組織する改革部会をスタートさせ、本市の現状や課題を踏まえ、今後5年間を見据えた行財政改革の取り組みを全庁的に検討していくこととしており、始良市行政改革大綱に基づく8項目からなる行政改革の具体的な取り組みについて策定作業に

入ったところであります。

具体的な内容につきましては、数値目標を示した上で、市民との協働・市民参画の推進、人材の育成・確保、組織・機構の見直し、財政の健全化、市が保有する公の施設の適正な管理・運営、電子自治体の推進、行政評価システム導入による事務事業の見直し、定員管理・給与の適正化を盛り込んでいく予定であります。

次に、3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

今回の行政改革大綱では、市民との協働・市民参画の推進を大きな柱としてとらえており、その意味から、住民自治の推進のためには、地域にできることは地域にお願いすることも必要であり、そのために、地域を支える機能が総合支所には求められています。

合併協議においては、総合支所は従来どおりの住民の利便性確保のため、また行政サービスの維持・確保を図るため設置したものであり、総合支所は最も身近な行政組織として地域のよりよい発展のため、振興策の企画立案と実効性のある施策推進を図る役割を担っております。

また、総合支所長は、地域と行政の連絡調整、支所内各課・各室及び本庁間の連絡調整や、必要に応じて総合支所が一体となつての事業の推進のための総括責任者として位置づけております。

このため、総合支所長には、総合支所の職員の先頭に立ち、地域の活性化や住民自治推進のため職務に精励するよう指示しております。

次に、2問目の環境問題についてのご質問にお答えいたします。

本年4月に担当者が鹿児島市へ出向き、改めて吉田清掃センターの現況と解体についての考え方を説明いたしました。

主な内容としましては、土壌検査によるダイオキシン類及びカドミウムなど26項目の検査値がすべて基準を大きく下回っていること、解体の必要性は十分認識していること、解体には跡地利用計画がなければ補助制度及び起債を利用することができず、多額の一般財源が必要となることです。

鹿児島市としては、早急な解体を求めることはなく、跡地利用等につきましても、必要に応じて連携していくことを確認いたしました。

今後、総合計画に課題として位置づけ、財政状況も踏まえて、関係機関と協議し、慎重に対処してまいります。

以上で答弁を終わります。

○18番（玉利道満君） 今回は2月に発表された行政改革大綱について取り上げましたけども、答弁をざっと一覧をいたしますと、緒についた段階かなということを感じております。

しかしながら、既に2月に発表されて、そして9月ごろまでには一応実施計画等の成案ができるというようなことも考えておりますので、あえて質問させていただきますが、この大綱は大変ご苦労なさって非常によくできているなというふうに感じております。

そこで、まず、第1ページをめくりますと、市長のあいさつが出ております。市長は「市民の皆様へ」としたメッセージを出しておられますが、かいつまみますと、合併して新たな行政運営をスタートさせたと、それから財政状況は厳しさを増してきたと、それから合併によって県中央の拠点として期待されている、それから市民のニーズにこたえるための取り組み、こういうことを踏まえて行政改革をさらに強化したいと、こういうふうにされております。

そしてその柱になるというんですかこのページの一番主なところは、そして抜本的な行財政システ

ムの再構築に向けた取り組みを迅速に行い、不断の行政財政改革に取り組むための指針として大綱を策定したと、こういうふうに結んでおられますが、やはりこの抜本的な行財政システムの再構築と、これが一番重要なポイントだろうと思っております。まず市長は、この抜本的な行財政システムの再構築というのは、どういうふうに考えておられるのか、それを伺いたい。

○行政改革推進室長（木上健二君） これまでは旧町でいろんな行政、財政、いろんな行政改革を進めてまいりましたが、合併によりましていろんなものを統一を図ってきたところでございます。しかしながら、旧町でそのまま引き継いでいるものもございます。

今後におきましてはやはり、市民から信頼される質の高いサービス、効率的な行政サービスというものを展開を図っていかなければならないということから、再構築という形でここに掲げているところでございます。

また、この再構築につきましては、改革に取り組む3つの視点として、市民・地域・行政による協働の確立、それから施策の抜本的な見直しと財政運営の健全化、それから組織機構の見直しと定員管理の適正化と、この3つをテーマとしているところでございます。

以上でございます。

○18番（玉利道満君） これは哲学的な部分だから市長にお答えしてもらいたかったんですが、私はこの財政システムの再構築というのは、次に出てくる市民満足度の向上、それから健全な財政運営、これが姿だというこの前を受けてるんだらうと思ってるんですけども。

基本的に、行財政システムの再構築というのは行政の仕方を変えるということなんですよ、システムの構築です、再構築ですから。これは早くやらないかん。どういうことかと私は考えてるんですが。例えば、今さっき福祉部長が蒲生の問題で、行政が今まで申請主義だから上から目線でやっていた行政は変えにやいかんと。やっぱり我々がもっと市民の側に立って、そしてやっぱりどうですかということ、市民の目線から立った行政をやらんにやいかんのじゃないかと。こういうふうに変えるということなんですよ。それがやっぱり基本的には行政も財政もそういう構築を根本的に、今までは、極端に言えば上から目線というのを下から目線に変えにやいかんと。これが行財政システムの再構築じゃないかなと、こういうふうに読んだんですけども。そう読まないと後がなかなか見えてこないということじゃないかなと、こういうふうに考えております。そこあたりは市長いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） これからの行政運営ということを考えてときに、よく行政の使う言葉ですけども、慣例に従ってとかいう考え方があろうと思いますが、これからの厳しい時代を乗り越えるということになりましたときには、今まで経験のないやり方ということもトライしていかないと、なかなか今後の少子化等々を考えたときに、基礎的自治体としてその運営がしていけるのかどうかということがあろうと思います。したがって、組織のことも含め、それぞれの職員のマインドの問題ですが、その取り組む姿勢ということについても根本的に見直す必要があるということから、そのような表現を使っているところでございます。

○18番（玉利道満君） それは6ページの推進体制のところを書いてあるんです。このため、職員が

過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革をする気持ちを持って仕事に取り組み、職員の意欲と能力が最大限市民のために発揮できるように庁内環境を整えます、こう書いてあるんです。だから、行財政の変革、システムの変革だから、今までやってきたことを変えにやいかんと。それはやっぱり上から目線を下から目線に変えるんだと、これが行財政改革の基本だと、これは今福祉部長が言ったとおりです。

そういうことに立たないと、最初の市長が掲げられましたあるべき姿、財政運営の姿ですよ、姿、市民満足度の向上につながるかという視点です。それから健全な財政運営、これはもう当然ですね。健全な財政運営をどうするかということは大きな、市民を満足させるための尺度をどうするか、それから限られた予算をどう施策に充てるか、この2つの尺度で行政改革をやるんだと。こういうふうに私はとってるんですが、そうだろうと思っております。

そこで、答弁によると、行政改革の具体的な取り組みとして、8項目答弁がありますね8項目、8項目あるんです。このうち、8項目全部お聞きしようかと思ったんですが、まだ緒に付いただけです。そのうち1つは、財政の健全化に関して、4項めですよ、財政健全化計画を策定することになってるわけです。だからこの財政健全化計画を立てるために2つ質問いたしますが、財政健全化計画の内容というのは、正確なやつは出なくてもいいんですよ、今まで検討された、ざっと大体こういうことですよということを教えていただきたい。それから2番目には、その進捗状況はどうなっているか、この2点まずお伺いいたします。

○行政改革推進室長（木上健二君） お答えします。

まず、財政健全化計画でございますが、これらにつきましても、市の施策を進めるにあたりましては、やはりつくっておかなければならないものでございます。内容としましては、歳入歳出数値的な目標それから基金とかいろいろ、起債残高とか、起債の関係、財政的な数値目標、それらをもって財政計画だろうというふうに考えております。

それから、進捗状況につきましては、先日の行政改革本部会議におきまして、行政改革推進室のたたきというのを実施計画のたたきというのが今お示したところです。それをもって各改革部会というのがありまして、その中で一応検討・協議してもらおうと。それで一応でき上がったら本部会議、また推進委員会の意見をいただきながら策定をしていくということでございまして、まだ検討にまだ入ってないというところです。

以上です。

○18番（玉利道満君） 私はこの大綱をつくられるにあたって、ひとつ健全な財政をしようということで、財政健全化計画をつくりますと書くわけですから、当然、財政健全化計画というのはどういうものですかということを審議会に出したら審議会の委員の方も尋ねられる思うんです。そのときに財政健全化計画というのは執行部としては大体こういうことを考えておりますがどうでしょうかということで審議がなされてきたもんだらうと今考えておるわけです。だから、具体的な数字を入れるというのはまだ後の作業になりますが、そのフレームというんですか型というのはやっぱり、こういうふうに考えてるといことがやっぱりアウトラインができてないとおかしいんじゃないかということです。ですからそこあたりはできているんでしょうか。

○行政改革推進室長（木上健二君） 先ほど申し上げましたようにこれから一応検討していくということとでございます。また具体につきましては総務のほうで答えます。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 内々の内容ですけれども、まず1番目に市財政の現状と今後の見通し、2点目的には財政運営方針の基本的な考え方、3点目には具体的な取り組み等の一応3部構成的な方で考えております。

以上であります。

○18番（玉利道満君） 緒にittedただけですからそれだけ方針ができて、大きな項目ができておれば細目もできとるでしょうから、あとは聞きませんが、やっぱり私はここでは収入支出の推移は当然なんですけども、地方債の年度末の残高の推移ですね、これはやっぱり10年スパンぐらいでやらないかんだろうと。それから主要財政指数の推移ですね。それから後期計画、これは5年になると思うんですが、5年なら5年の中の主なる施策の推移みたいなものをあて込まないかんだろうと思ってますが。これが9月ごろにはできてくるだろうと思いますので、また9月議会でゆっくりとお聞きしたいと、こういうふうになん今考えています。

それから、もう1点、ちょっと内容をお伺いいたしますが、これは市民がどの分野でどれだけの満足度の向上が見られたかという指標ですよ。さっきのやつは財政健全化の姿の一つですよ。もう一つの姿は市民の満足度の指標ですよ。これをどこで見るとかということです。これは答弁の中では明確になっていませんでしたけれども、恐らく市民の満足度の指標というのは行政評価システムの導入だろうと、こう思っています。行政評価システムの導入ということで行政改革大綱に書いてありますが、それじゃ3点お伺いいたしますが、行政評価システムというのはどういうものですか。それから2点目が、いつから導入していつ実施していくのか、これ2点目。3点目、これらの行政改革の事務、これをどこで担当するのか、その3点お伺いいたします。

○行政改革推進室長（木上健二君） お答えします。

行政評価制度でございますが、行政評価制度とは市が行う行政活動、これを客観的に評価ということであろうというふうに考えております。その評価結果を今後の市の行政運営に反映させることを目的とした手法の一つであろうということとでございます。

それでは導入につきましては、これも実施計画の中で行政評価を取り入れるというふうにしておりまして、これについてはまだ未定でございます。

また、どこで実施するかということにつきましても、今後の組織再編計画をやった上で、今の行革がどういうふうになるか、そこ辺も見きわめた上でお示ししたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（玉利道満君） 市民の満足度の向上をどこで見るとか。2つの姿ですから、一つの姿は満足度ですよ。その満足度は行政評価システムを導入しますと言ってるわけです。行政評価システムとは一体何ですかと言えば、それはこの資料の一番最後に書いてあるんです。行政の政策、施策、事務事業については、一定の基準でわかりやすい指標を用いて、その必要性、効率性、成果などを評価し、改善や予算編成に反映させるシステムですとこう定義、これは定義が書いてあるんです。

ですから、このシステムは政策、施策、事務事業、この3つを評価するんですよと、こういうことですよ。それをいつやりますかと聞いたんです。これは5年のスパンがありますから5年間でやりますちゅうことじゃないんですよ。行政評価のシステムですから。9月にはもう決算議会が始まりますが、その9月の決算議会にあてはめて、22年度の始良市の施策、業績はどうであったかという評価せないかんわけでしょ。行政改革ですから。だから、これは5年間でやればいいちゅうもんじゃないんですよ、5年間毎年やるわけですから。だから、少なくともことしの9月の決算のときには、こういう行政の評価システムですか、これもう発動させないかん、こういうことになりますよね。2、3からもう始まっているわけです。だからこれ急がないかんと思っております。ですから、いつから導入して実施していくのかとお聞きしたんですが。まあ、まだ今から始まりますというようなことですが、これは急いでやらないと、今度の9月の決算に間に合わないんじゃないかなと、こういうように考えております。

これは従来、事務事業についての事業評価というのをやっていますよね、決算、あれは何とか評価っていうやつですね。これは事務事業は一応評価されていると思います、事務事業は。しかしその前の施策、この施策が本当によかったのか、あるいは行政の政策がよかったのかということは、市民の満足度にかかわることです。市長が掲げられた公約が本当に市民が満足をしたのかという評価はどこでするかと、こういうことなんですよ。これを行政評価システムやりますとこう言っているわけですから。だから政策評価、施策の評価、事務事業の評価、こういうふうに分かれてくるんです。それをどこでやりますかということを知っているんですが、それは行政改革のこういうことを行政改革室でやるんですかということを知っているんです。行政改革室でやるんですかと聞きましたけれども、回答は明確でなかったと思いますが、今後、政策評価あるいは施策の評価、こういうものを一体どこでどう構築していくかということはひとつ早く詰めていただきたいと、こういうふうに思っております。

もうあまり時間がありませんので次に行きますが、もう一つ、次に組織機構の見直し、8項目の中の組織機構の見直しの項というのがあります。総合支所のあり方というのがあるわけです。

総合支所のあり方については先ほど同僚議員も質問いたしましたけれども、ダブらないところでやりますけれども、総合支所のあり方について、支所長の果たす役割についてお伺いをいたしました。そして答弁も出ております。これ今まで支所長、総合支所のあり方については、今までたびたび議会で論議がなされております。例えば、私はずっと見てみましたけれども、支所長の役割については、支所長は旧エリアの顔であると、課題を把握する、ある権限と予算はつけることについては今後取り組まないといけない課題であると、こういういろいろな認識が過去の答弁に示されているわけです。

そういう今までの答弁を考えながら次の点にお伺いをいたしますが、2つお伺いをいたします。1つは、総合支所の機能について、課題は何があるのか、課題は何かと。そしてその課題が出されて、それがどこでどのように検討されたのか、この行政改革大綱をつくるにあたってですよ。それから、2番目の住民自治の促進という視点、これはさっきは協働・共生というような答弁がありましたけれども、これは支所機能の充実、権限の拡大と考えていいのか、この2点お答え願います。

○行政改革推進室長（木上健二君） まず1点目の総合支所の機能、各課題ですね、どこであたられたかということですが、総合支所のあり方というのは今後検討してまいります、やはり我々行政改革推進室のほうでは、各部の聞き取り、ヒアリングと、そういうのもって、またアンケート調査、そういうのもって課題というのを取り上げたところがございます。本庁と支所の役割分担、

こういうのが今のところまだはっきりしない部分があるというのもあります。そういうのを含めまして、今後検討していくということでございます。

加えて2点目の住民自治の促進に関することですが、これについては、今後、行革大綱でも項目として市民と地域との協働推進というのを一つの大きな項目として上げてございます。またこれも今後の総合計画の中でも取り上げられて進められていくというふうに考えております。そういう観点から、地域でする分については総合支所のほうで分担してもらうというような観点に立っております。

権限の拡大とかそういうのじゃなくて、総合支所の機能の充実、先ほど申し上げましたが市民の皆さんがサービス低下がないような形の組織というのをまずつくり上げていかないといけないと。加えて、地域振興がどういう形でできるか、住民自治の促進といえますか、これがどこまでできるか、施策が今後でき上がっていく中で今後また検討していかないといけないというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（玉利道満君） 組織機構を見直す、その中の総合支所という項目は非常に大きな問題なんです。その総合支所をどういうふうに充実させるか、あるいは現状維持かどうかわかりませんが、総合支所のあり方についてやっぱりどうあるべきかということをお大綱をつくるにあたって相当議論されたと思うんです。そのときに総合支所の抱えてる問題点、課題は何かということが恐らく出たと思うんです。それを踏まえてこういう簡素で効率的な組織の機構、特に総合支所の機能については云々と、総合支所のあり方については云々という答申が出たと。

その総合支所のあり方について、総合支所のあり方については、その機能や行政運営の効率化を踏まえ、住民自治を促進することを視点に、今後体制づくりの確立について検討しますと、こうなってるわけです。だからその背景は恐らくなきやいけないと、それをお聞きしたんです。

それが、例えば、前もこれは何回も問題になってるんですが、市長の公約に支所長が裁量できる予算に触れられたんです。繰り返すようですが、第1回の定例会では、同僚議員の質問に対する答弁、今後研究していきたいと。同じく第3回定例議会では、今後取り組まなければならない課題として取り組むと、こういう姿勢を示されてるわけです。答弁は、本庁で計上された予算の執行権を支所長に委託してることでありますと、こういう答弁がなされてるわけです。これはもう合併協議会の中で当然論議されている。それは当然支所長の権限というよりは、もう仕事だと、こういうふうになってるわけです。それを一歩踏み込んで、さらに、もっと支所を充実させるためには、支所長が自由に裁量にできる予算が何とかならないかというのが市長の思いだったんです。それがこういうふうに出たわけです。だからその後の答弁も何とかならないかと、研究しようということは何回も言われてるんです。それが結局もう一つの課題なんだから、その課題について、この行革の検討委員会として踏み込んだ検討をなされたかどうか、それをお伺いします。

○行政改革推進室長（木上健二君） 確かに行政改革推進委員会の中でも総合支所のあり方について議論がありまして、充実というかそういう視点に立ったやり方ができないかということでもございました。それ以上の議論はございませんでしたが、当局としましては、やはり総合支所としてはやはり住民自治の促進、これは会の総意の中で決まったんですけれども、そういう文言を入れたらどうかということで、大綱の中に載せたわけでもございます。それ以上の議論はございませんでした。実施計画の中でここは十分議論しながらやっていきたいというふうに考えております。

○18番（玉利道満君） 実施計画の中で踏み込んだことをやれないですよ。大もとは、大綱は決まってるんだから、大綱を踏み外すことはできないんですよ。ですから、私はやっぱり、市長が何回も真剣に言われるんだから、これはやっぱり真剣に課題として取り上げて、できる、できないということとはやっぱりもう割り切らないかなでしようね。蒲生、加治木というのははっきりしてるんですけども、始良というのは総務課長が支所長を兼務してますね。エリアが広いですから、そういう踏み込んだ予算の執行権を持たせることはできないですよ。

それからまた、1回予算を議会で決めて、もう1回その議会を、支所長に任せるということはまずできないんじゃないかなと思ってるんですよ。だからそれをもっとうまく、この地域振興のために支所長が働く場所はないかということの後でお聞きしますけれども、そこあたりを行政改革の中では減量的な発想じゃなくて、少ないお金をこう使ったらもっと地域が発展するんだというような行政改革もやらんと、ただ人数を減らします、予算を減らしますというようなことじゃ行政改革の夢も希望もないですよ。行政改革というのはそういう減量だけじゃなくて、施策はこうあるべきだというような積極的なことも当然出てくるわけですよ。だから、行政改革の視点というのは、市長がおっしゃってるとおり、市民がいかに満足をするかという視点があるわけですから、これをどう生かしていくかということとはまた今後の課題じゃないかなと、こう今考えております。

そこで、地域振興の部分に入りますけれども、私は今度の質問に支所長の果たす役割というふうにしましたね、役割としました。前の論議は支所長の権限だったんです、権限。権限というのはもうおのずから行政の枠組みの中で決まってくるんです、権限というのは。しかし役割というふうに言うと、またちょっと広がりが出てくるんじゃないかなと思って、支所長の役割は何ですかと、こうお聞きをしたんですけれども、そして、支所というのは地域の振興のために旧エリアに置かれてるわけですから、だから、支所長の役割は何ですかということを知ったら、市長も、これは旧エリアの顔ですとか、それから、かねてよりその地域の住民と深くかかわり合って、どのような課題があるかについて把握をする、これは重要なポイントです。どのような課題があるかについて把握をする。これは支所長の大きな役割ですよ、これは支所長権限ではないでしょ、役割です。その地域の、加治木ではこうだ蒲生ではこうだという、その地域におるわけですから、支所長というのはその問題点のあるいは課題というのをやっぱり敏感にアンテナを立ててキャッチしていきなさいいけないと、こういうことなんです。

それからまた、今までの議会では地域の振興ということはいろいろなことが出てきましたよね。例えば集落支援員を配置します。あるいは地域担当職員というのはどうかというようなこと。それから、これは合併の特例法の中で地域審議会なんていうのもありましたね、地域審議会。これはその地域の問題点を、広域に合併すると地域の問題がかすむから、その地域に行政が直接地域審議会をつくって、そこでいろいろな意見を集約して、まあミニ議会みたいなものをつくって、その意見を市長に具申するという地域審議会、これは法で合併のときに仕組まれた仕組みなんですけども、これは始良市の場合には採用しなかった。しかしその考え方というのは生きてるわけです。ですからこの支所長の役割を、地域のためにある地域の振興のためにあるというふうに考えるならば、どういうことが考えられるかということで、2点ほど伺いたしますけども、支所長は地域の課題の把握、地域課題解決の役割を積極的に果たすべきだと思うけれども、市長はどのように考えますか。これが1点。

2点目、今申し上げました集落支援員、地域担当職員制度、支所長の役割、こういう考え方を包括

して始良市独自の地域振興策を模索する考えはないか。これは提言であります。支所長の役割というのは何かということから発生して、今までいろいろな、地域支援員がいいんじゃないか、それから地域担当者じゃないかといういろいろばらばらに出てきましたけども、それを総合して何か地域振興のために地域振興課を中心とした支所長の役割はないかということを考えて、そういう新しい始良市独自の政策を模索することは考えはないか、この2点、市長にお伺いしたいと思います。

もう1回申し上げます。市長、市長にこれはお伺いします。地域の課題の把握、地域課題解決の役割を積極的に支所長は果たすべきだと考えるが、市長はどのように考えますか。これは答弁にありました。もう1回確認をいたします。

2番目、集落支援員とか地域担当職員制度とか支所長の役割、地域振興審議会、こういういろいろな考え方があります。これはいずれも全部地域振興につながってます。始良市独自でこういうものをひっくるめた新しい何かアイデアを模索する考えはございませんか。これは私の提言でございますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 本市も合併して2年目を迎えているわけでありましてけれども、それぞれの総合支所に地域振興課という課を設置して、地域の振興のためにあたらずということではしておりますが、なかなか業務と予算という関係から、なかなか地域振興という名にふさわしい仕事ということにはなかなか今、実効性があることになってないというふうには私は考えております。

したがって、今後、総合支所のあり方含めて、議員は総合支所のことをいろいろお尋ねですが、総合支所の問題はイコール本庁の問題でもありまして、始良市庁舎全体としてのいろいろな問題があります。

これらを今2年目を迎える中で組織のあり方、できるところから、細かいことでありますけれども水道課に下水道課を設置したり、それから収納の関係についても本庁に集積したり、そのようなことで、市民の利便性に資するように、手をつけられるところからやっているところであります。

したがって、そういう意味で、一方では議員も参加いただきましたけれども、郷土芸能に対する取り組み等々については、総合支所長を中心として、いろいろと総合支所の職員も一体的に取り組んでくれておるところであります。こういう地域とのそういう連携ということについては、まさにその任にあたるということについては、適任であろうということでありまして、役割であろうということを考えております。

そういう中から、総合支所だけにかかわらず、地域の抱える問題等々についてどのように進めていくかということについては、今後、いろいろと総合計画、実施計画の中で出てこようとは思いますが、これからの基本的なスタンスとしては、行政のみでなかなかこれからの社会を支えることは難しいということでありまして、議員ご指摘のように、地域を巻き込んだといいますかご協力をいただきながら、まさに共生・協働のまちづくりをしていかなければならないということを考えているところであります。

○18番（玉利道満君） もう1点、市長、始良市独自の総合支所長を中心とした地域振興策を模索する考えはありませんか。新しい計画をつくる、検討する考えはないか。

○市長（笹山義弘君） 権限とそれと財源の問題があろうというふうに思います。権限を与える限りに

は財源を与えないと実効のあるものにはなりませんので、その辺のところは今後研究してまいります。

○18番（玉利道満君） 私は財源はあまり言わない。支所長に独自の財源を与えるというようなことはかなり難しい問題です。支所長の役割というのは、やっぱり地域に溶け込んで、地域の課題をキャッチして、それを市長に伝えることだと思うんですよ。そこあたりが一番地域の活性化になる。そのためには集落支援員をどう使うかとか、あるいは自治会長のところにどういくか、あるいは市の職員の方が集落連絡員だったのですかね、いわれたのは。そういうのを支所長のところにシステムをつくって自由に、支所内、地域のためにはこうだということをやれば、支所長の役割ちゅうのはうんと課題をつかむ能力がアップすると思うんです。それは金は要らないですよ。だからそういうシステムをぜひ始良市独自の地域支援策というのを考えてほしいんです。これはやっぱり総合計画なりあるいは財政計画なり、行財政改革ですか、これに入れてほしい。これが市民の満足度向上の一つの指標です。そういうことを申し上げたいと思っております。

あまり時間がないので、もう少しこの総合計画についてお聞きをいたしますが、行政改革の実施期間というのは5年間ですよ、5年間。それと総合計画の実施期間というのは7年間なんです。だから5年と7年ずれがあるわけですよ。だから、ここあたりは全然整合性があるのかないのかです。それをまず1つ伺います。

それから、実施計画についてはさっき、今できつつあると言いますからそれでよろしいんですが。まず、計画期間のずれ、あるいは総合計画で立てた施策について実施した施策について行革がどのようにかかわってくるのか、そこあたりの関連性はどうなってるか、伺います。

○行政改革推進室長（木上健二君） お答えします。

総合計画のほうは平成24年から7年間ということですが、3年間ごとの実施計画の中で見直しという形となっております。その中で連携をとりながらやっていきたいというふうには考えております。

それから、かかわり方でございますけれども、やはり総合計画を推進するための行革はバックアップ体制をとるとということにはなるかと思えます。総合計画で決められた各施策の推進、それによって行革としてどのような形でかかわれるか、全体にかかってくると思うんですけども、効率化、効果の高いやつ、そういった仕組みを持って各施策に取り組んでいただくと、これが行革のかかわり方であろうというふうに考えております。

○18番（玉利道満君） 総合計画と行革というのはこれは不可欠な、切り離しのできない関係だと思っておりますが、総合計画の中に、プランドゥシーじゃありませんけども、今まで立てた総合計画をどう評価するっていうのはこうあってもいいんじゃないかなと思ったんですけど、今回は切り離してありますので、総合計画の中に入っておりませんが。総合計画が上位計画で、いわゆる行革というのはその検証という意味の一つの大綱でしょうから。そこあたりはひとつ密接に連携をして、ぜひ早くこれを23年度から適用していただきたいと、こういうふうに考えております。

大変、この立派な行革の大綱をいただきましてありがたく思っております。また、実施計画等ができましたら、ぜひ早く出していただいて、そしてお互いにこういう論議をするという場が必要だろうと思っております。ただ大綱の中にも、でき次第どんどん公表しますというのが書いてありますから、

どんどん早く公表せんといかん。そういうことで要望しておきたいと思っております。

最後、あと5分ぐらいになりましたが、これは私は何回も環境問題についてお伺いしております。また言うのかというおしかりも受けるかもしれませんが、これはやっぱり環境問題というのは重要な政策課題なんです。そして、財源的にも配慮していかなければならない、これはもう絶対必要だと私は思ってます。だから、例えば基本構想に上げて、始良市としての道筋を明確にしておかないと、これはいけないと。

それはなぜかという、今答弁にありますように、旧吉田センターについては、前いろいろな質問を受けて、職員が鹿児島市に行って、そしていろいろ事情を説明をした、そして了解ももらっておるということ。確かに管理もしっかりしてる。解体せんないかんということは十分認識をしております。それから、鹿児島市とも了解をもらってます。ダイオキシンとかなんとかという公害も問題ありません。これはもう確かに鹿児島市はそれはいいですよと言うでしょうね。好意的に恐らく言っただいております。市長も何回も、市長と向こうの市長と話をされてそういうことを繰り返しお願いをされて、非常に良好な関係があるというふうに、良好な関係にあるということは十分存じております。

しかし、やっぱり吉田の清掃センターの撤去はきちんと処理の方法を何らかの方法で明示しておかないと、これはやっぱり問題があるんです。信頼感がなくなります。もう金がないからいつとき、当面はできんのだからと、総合計画の中にこれだけはちゃんと入れます。そして状況を見て7年のスパンの間にこういう計画をしますので、どうかご了解くださいということをやらないと、鹿児島市としても、やっぱりせつかく好意を持っていいですよと言った裏づけがないと口約束になっちゃう。こういうことだと思うんです。だから、問題はいろいろあると思いますよ。5億円かかる、解体だけでは国庫補助は受けられない、それから、なかなかお金がないから具体的な計画が立てられない、いろいろ問題点はあります。それはもうわかってます。

しかし、鹿児島市の好意に甘えて、あまりにも無計画に長きにわたって放置することはできないと私は思ってます。ですからお伺いいたしますけども、一つは総合計画の基本構想、基本計画に位置づけるべきであると思えますけれども、どうですか。これは課題として上げますという答弁がありますね。課題ちゅうのは一体何だと思うんですよね。だからやっぱりちゃんと位置づけて、できなきゃできないで次に越せばいいんですから。だからやっぱりちゃんと、この項については環境問題の第9番目、重点何とかの項目ということで、最終処分場に関する何とかというような1項上げんと、あと実施計画に入ってきませんよ。ただ構想に入れる。これはどうでしょうか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） ただいま私の与えられた喫緊の課題として3事業を抱えておるわけですが、その方向性が見えてまいりましたら、この取り壊しのための例えば基金のあり方とかいうようなところを含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○18番（玉利道満君） やっぱりこれは私は最終処分場にかかわって、平成8年からかかわっておりますから、ずっと経緯を知っております。最終的にはこれをやらないと行政不信が出てきます。市長にそういう思いをさせたくないということでございますので、ぜひやってください。

以上であります。

○議長（兼田勝久君） これで玉利道満議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は6月23日午前9時から開きます。

(午後4時05分散会)